ISSN 0918-7618

季刊

分働総研

クォータリー

2001年秋季号

今日の政党配置と小泉「改革」のねらい

--- 「小泉旋風」はなぜおきたか ? 「骨太方針」は何を意味するか ?

内山 昂・天野 光則



小泉「改革」による擬似「福祉国家」破壊 相澤 與一

「不良債権最終処理」と中小企業経営 小谷 紘司

国民諸階層の全般的状態悪化と小泉「改革」 藤吉 信博

国際・国内動向

アメリカの世界戦略と改憲策動 川村 俊夫

フランスとスウェーデンの生活時間比較 三富 紀敬

アメリカ・サービス部門雇用増加の実態と日・米比較

――民間サービス産業雇用吸収力の限界 飯盛 信男

書評

飯田哲也・中川順子・浜岡政好編著『新・人間性の危機と再生』

布施 晶子

戸木田嘉久

新刊紹介

猿橋眞著『日本労働運動史』

京滋地区私立大学非常勤講師組合編著『大学非常勤講師の実態と声2001』

仲野(菊池) 組子

長田好弘著『「IT革命」を考える』 藤田 実

朝日健二著『図説・医療改革を見る40のポイント』 草島 和幸

労働運動総合研究所

自治体研究社

務事業評価」

三重地方自治研究会 編

本体1100

)円+税

現代自治選書

成瀬龍夫 著 四六判 本体1900円+税

「国民負担率」の呪縛からの解放

ゲットとされてきた社会保障。その裏で進められた借金による 公共投資。 「国民負担率」をおさえるという名の下で、 財政再建と社会保障の両立の可能性を示す。 制度改革のター

樹神 (こだましげる) 著

A 5 判 本体1500円+ 税

組みにそいながら、それが、 海道・岩手・東京・静岡・三重) ていくのかを考える。 ステムや政策決定のしくみをどう変え 本格的展開の時代を向かえた国・自 先行する自治体 行政のシ の仕 北 どう考える

治体の評価制度。



〒 162-8512 東京都新宿区矢来町123 TEL03-3235-5941

FAX03-3235-5933 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

池上洋通著 -このままで地方自治は守れるのか 村合併

交付税法の原則にてらし、合併政策 のゆがみを明らかにする。 合併政策。 強引に進められる政府の市町村へ5判の本体1400円+税 憲法、地方自治法、 の廃止を直 地方



162-8512 東京都新宿区矢来町 123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

市 合併と

国が推進してきた合併支援策は、自治体の財政を開発重点型 市町村合併はホントに財政危機打開の切り札なのか? 川瀬 憲子著 住民自治 の視点から A 5 判 本体2000円

税

にみちびく。事例をもとに検証する。 町村合併と

考えたらいいのか、から始めて、戦前・戦後の合併史やヨー パの事例に学び、市町村合併に対する考え方を整理する。 市町村合併の歴史と教訓 目先の議論が先行する合併論議。自治体の規模や区域をどう 加茂 利男著 の時代の A 5 判 なかでー 本体800円+税

労働総研クォータリー

第44号 (2001年秋季号)



______ 目 次 _____

●今日の政党配置と小泉「改革」のねらい		
――「小泉旋風」はなぜおきたか ?「骨太方針」は何を意味するか ? 内山 昂・天野	光則	2
特 集●小泉「構造改革」と国民生活		
■小泉「改革」による擬似「福祉国家」破壊 相澤	與一	10
■「不良債権最終処理」と中小企業経営 小谷	紘司	17
■国民諸階層の全般的状態悪化と小泉「改革」 藤吉	信博	23
国際・国内動向		
	俊夫	30
■フランスとスウェーデンの生活時間比較 三富	紀敬	33
■アメリカ・サービス部門雇用増加の実態と日・米比較		
民間サービス産業雇用吸収力の限界 · · · · ・ 飯盛	信男	35
書 評●飯田哲也・中川順子・浜岡政好編著『新・人間性の危機と再生』 布施	晶子	39
新刊紹介●猿橋眞著『日本労働運動史』 戸木日	日恵々	42
● 京滋地区私立大学非常勤講師組合編著『大学非常勤講師の実態と声2001』	1 20 / \	12
	組子	42
●長田好弘著『「IT革命」を考える』······藤田	実	43
●朝日健二著『図説・医療改革を見る40のポイント』 草島	和幸	44
次号予告38 ●編集後記		46

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

今日の政党配置と小泉「改革」のねらい

ー「小泉旋風」はなぜおきたか?「骨太方針」は何を意味するか?

内山 昂・天野光則

はじめに

2001年9月13日、内閣府は「月例経済報告」を発表した。その基調判断は「景気は、引き続き悪化している。」とするものであるが、アメリカのニューヨーク、ワシントンに加えられた同時・多発・無差別テロには触れていない。勿論日本の平均株価の1万円割れにも触れていない。政治経済情勢は、この小論が議論されていた時より明らかに緊迫している。政治は経済の上部構造であるが、それは相互に影響し合うのは当然のことで、時に分かちがたく結びついて進行する。

小泉内閣は世界同時不況の進行の中で、自民党の長年にわたる政治・経済政策の失政のツケを一挙に解決すべく「小泉構造改革」を強引に推し進めようとしている。それは国民にとって耐えがたい苦痛を伴うものであることは明らかである。「小泉構造改革」の直接的根源になっているのは、都議会選挙・参議院選挙における自民党の議席増にあることは明らかであろう。自民党の長年にわたる失政にもかかわらず、彼等はこの時期多数を得た。

しかし、現政権による「構造改革」は時を追 うに従って、その本質が明らかになりつつある。 それは広範な労働者・農民・勤労国民の激しい 抵抗に遭うことは不可避であろう。国民的規模 での運動が組織されるならば、政治的にも、経 済的にも運動によって包囲され、自民党の長期 低落傾向の速度をさらに加速させることは不可 避であろう。

この小論は基本的にはそのことを解明することを目的にしている。具体的には「小泉選挙」

が如何に組織されたかを解明しつつ、今後のたたかいのための国民共同の運動課題がどこにあるかを明らかにしようと試みたものである。

1. 現下の情勢の特徴

「小泉旋風」はたしかに吹いた。だがそれは自然現象ではない。それは政治・社会現象であることは間違いない。それは、「自民党の長期政権」をめざすシナリオの進行であるが、とすればそれは、何時、誰が、どのように仕掛け、発動したのか。ババをひいたのは誰か、などが解明されなければならない。

バブル以前に遡ればその本質はより正確になるであろうが、ここでは橋本内閣以降を対象に標記の論題について考察する。因みに、平成(1989年)になってからの内閣首班と政権党は以下の通りである。

宇野宗佑 (1989. 6.3. 発足. 自民党)

海部俊樹 (1989. 8.10. 発足. 自民党)

宮沢喜一 (1991. 11. 5. 発足. 自民党)

細川護熙(1993. 8.9. 発足. 社会党、新 生党、公明党、日本新党、新党さきが け、民社党、民主改革連合)

羽田 孜 (1994. 4.28. 発足. 社会、新生、公明、日本新、民社、自由党)

村山富一 (1994. 6.30. 発足. 自民党、社 会党、さきがけ)

橋本龍太郎 (1996. 1.11. 発足. 自民党。社 会党とさきがけは閣外協力)

小渕恵三 (1998. 7.30. 発足. 当初自民党単 独。のちに公明党、自由党と連立)

森 喜朗 (2000. 4.5. 発足. 自民党、公明 党、保守党)

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

小泉純一郎 (2001. 4.27. 発足. 自民党、公明党、保守党)

橋本内閣は、平成8年1月11日から平成10年 7月30日までの通算922日の内閣であった。平成 になってからの、相次ぐ短命内閣のなかにあっ ては相対的には「長期政権」であったともいえ る。橋本内閣は、1998年夏の参議院選挙での敗 北を直接の理由として退陣したが、経済・政治 の失政を根本的理由としていたことは明らかで あった。「財政構造改革法」に名をかりた緊縮財 政をたてに消費税など9兆円もの国民の負担増 を強い、金融危機をも生みだし、大不況をもた らした。とりわけ金融問題では、村山内閣から の懸案であった「住専問題」に6,850億円の公的 資金導入に踏み切り、また三洋証券の倒産、北 海道拓殖銀行の破綻、山一證券の倒産といった 金融機関の破綻を契機に不良債権処理を名目に 公的資金の導入 (98年3月、99年3月) に踏み 切った。しかも日本経済は「デフレスパイラル」 に陥りつつあった。このように橋本政権は、当 時政治的にも経済的にも破局的事態に陥ってい たのである。

シナリオはここから始まる。

当時の大蔵大臣は三塚博氏であった。彼は、「住専問題」での公的資金導入の直接的責任者であり、福田赳夫元首相の直系であった。三塚氏は、大蔵省職員の贈収賄事件の責任をとって辞任する。その後任には、当初総務会長森喜朗氏の名があがったが、旧中曽根派の松永光氏が指名された。

橋本内閣で特筆すべきことは「6大改革」を 掲げたことだが、実現したのは総理および内閣 官房に行政権限を集中する「行政改革」を1府 12省庁の形で実現したことである。これが、今 日の小泉内閣の官邸主導による「聖域なき構造 改革」の契機でもあり、「武器」ともなっている ことは注目しなければならない。橋本内閣にで きなかったことを、小泉内閣は実行を迫られて いる。つまり、それは日本資本主義の生き残り のための、強烈な価値破壊をも意識した「構造 改革」である。

小渕内閣 (1998年7月30日~2000年4月5日) が橋本政権の後を引き継ぐが、小渕内閣も田中・ 竹下の派閥の系譜に属するもので、建設、郵政、 農業土木、土地に群がる「族議員」の権益を代 表するものであった。したがって、「デフレスパ イラル」回避を理由に、小渕内閣は「金融機能 の再生のための緊急措置に関する法律」、「金融 機能の早期健全化のための緊急措置に関する法 律」を成立させた。その過程では民主党が深く 係わり、民主党案を自民党は「丸呑み」した。 そうした経緯もあって、民主党は今日の小泉内 閣の銀行の不良資産・大企業債務の切り捨てを 中心とする「聖域なき構造改革」に好意的であ り、反対できないのは当然であろう。今次参議 院選挙における民主党の結果は当然のものとい えるだろう。つまり、民主党の政策が小泉内閣 と似たような政策であれば、政策的選択は二の 次にならざるを得ない。

小渕内閣から森内閣にかけて、従来型の公共 事業中心の「経済政策」が相次いで発表された。

1998年11月16日 「緊急経済対策」 1999年11月11日 「経済新生対策」 2000年10月19日 「日本新生のための新発展政

2001年4月6日 「緊急経済政策」

策

こうした一連の経済政策にもかかわらず日本 経済の景気回復の兆しも見えないまま、結果と して666兆円の累積国債残高が残されることにな る。小渕首相は自嘲気味に「世界一の借金王」 と事も無げに言ってのけた。現在、財政的にも 金融的にも手詰まり状態にあり、「デフレスパイ ラル状況に入ったか」といわれる深刻な状況に ある。事態は、これから「痛い」のではなく、 いますでに「痛い」のである。総務庁が8月10 日に発表した平成13年4-8月期の「家計総世帯 集計・単身世帯収支調査結果」によれば、消費 支出は、「総世帯」、「二人以上世帯」、「単身世 帯」の全てでマイナスになっている。「痛み」は、 こうした調査によらずとも、一方では、強盗・ 窃盗といった社会的犯罪の急増と、他方では、 やむにやまれぬ中高年の自殺者の急増に顕著に

今日の政党配置と小泉「改革」のねらい -

現われている。

政府の「月例経済報告」によれば、今年1月 以降の景気動向は次の通りである。

- 1月「全体としては、緩やかに改善が続いている」
- 2月 「景気の改善はそのテンポはより緩やか になっている」
- 3月 「景気の改善に、足踏みがみられる」
- 4月 「景気は、弱含みである」
- 5月 「景気は、さらに弱含んでいる」
- 6月 「景気は、悪化ししつある」
- 7月 「景気は、悪化している」
- 8月 「景気は、さらに悪化している」

このような一向に景気回復の兆しの見えないなかで、日銀は8月14日の「政策委員会・金融政策決定会合」で、日銀当座預金残高を5兆円から6兆円に増額することを決定した。また、これまで月4,000億円ペースで行なってきた長期国債買入を、月6,000億円ペースに増額することを決定した。

このような「量的緩和政策」にもかかわらず、 日銀の8月9日の発表によれば、銀行の国債保 有残高は過去最高を示すのに、銀行の貸出残高 は443兆3400億円と、前年同月比4.0%減少してお り、銀行の貸し渋りが続いている。貸出残高が 前年実績を下回るのは、1998年1月以来、42ヶ 月連続となった。このことは、実体経済を無視 し、効果的な需要政策をもたずにただ量的緩和 をしても何らの効果も発揮できないことを証明 している。

「トンネルのさきは雪国であった」となるか、「トンネルの先はトンネルであった」となるか、小泉氏の好きな「神」のみ知るところ、ということか。しかし事態は最悪の道を歩んでいることを示している、と見える。

2001年6月28日、内閣府の「バランスシート 調整の影響等に関する検討プロジェクト」が「不 良債権の処理措置の影響について」と題する報 告を発表している。それによると、主要銀行の 不良債権の処理だけで離職者60.2万人、その中 には非労働力化する人がいるので、失業者は18.5 万人と推定している。この報告自体も認めている問題点についてはのちに触れるが、この数字はいささか過小と思われる。

内閣府の7月「景気ウオッチャー報告」によれば、景気の現状判断DIは34.8であり、景気の横這いを示す50を12ヶ月連続で下回っている。また、経済産業省が、中小企業4,000社を対象に7月に実施した調査によると、40.4%の中小企業が金融機関の融資姿勢が今後厳しくなると予想し、2000年3月以来1年5ヶ月ぶりに40%台に達した。コールレート実質ゼロで、しかも市場には円がジャブジャブあるのに、銀行の貸出しは減少しているし、「不良債権」は増大している。

2. 小渕内閣から小泉内閣へのシナリオ

橋本内閣を引き継いだ小渕恵三氏は、かつて の盟友小沢一郎自由党党首との会談決裂後の平 成12年4月3日に脳梗塞で順天堂病院に入院し、 執務不可能状態になり、4月5日に森喜朗総理 が誕生する。この小渕総理の入院から森総理誕 生にいたる期間は、事実上の総理不在の時期と なる。この間に、青木官房長官、野中幹事長、 亀井政調会長、森総務会長、それにKSD事件で やがて失脚する村上参議院会長からなる「五人 委員会」なるものが、「小渕総理」から青木氏に 託されたとする「君に任せる」との言を唯一の 手がかりに、森首相指名から森内閣誕生を「演 出した。そもそも副総理を置いていない中で、 小渕首相が明確なる意思表示をなしえたのかど うか確かめようのない「密室」のなかでの「発 言」を手がかりに、内閣総辞職・後継総理選任 を5人で進めること自体、内閣の継承性に疑問 をもたせるものである。わが国の憲政史上にお いても、きわめて不正常な組閣であったといわ ざるをえない。

青木氏(現参議院自民党幹事長)は勿論田中・竹下・小渕派の幹部であるから、そのイニシアティブのもとで誕生した森内閣は、小渕内閣の路線に沿って「二兎を追わず」、ひたすら公共事業拡大路線を追求した。しかし、金融危機にさいして60-70兆円の銀行にたいする投入を行

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

なったのは、橋本内閣一小渕内閣であり、それをアシストしたのは福田派の流れをくむ三塚博氏であり、宮沢派の宮沢喜一氏であった。森総理はその三塚氏の後継者である。小泉総理も勿論その森派に属し、基本的には銀行資本本流を背景としている。このように見てくると、郵貯にたいする小泉氏の執拗な攻撃的態度も理解できる。郵便貯金、簡易保険の資金を銀行や証券、生保に移し替えたいのである。そのために郵便事業の「民営化」が必要ということで、「構造改革」の旗印の一つに掲げられているのである。

このように見てくると、橋本内閣-小渕内閣から森、小泉内閣への政権の移行は銀行資本本流への権力移行がなされたかに見える。しかし、7月の参議院選挙の結果、橋本派が力をつけ、小泉首相の掲げる「構造改革」に「静観」の態度を取っているが、いつでも「戦闘態勢」に入れる状況にあるとみてよい。

森政権の末期で、なお後継首班の行方が混沌としていた時期の森総理の面白い発言がある。 それは、4月2日の第6回経済財政諮問会議での次のような発言である。

「先般、ブッシュ大統領との日米首脳会談に おいて、私は引き続き適切な経済政策を遂 行するとともに、企業の過剰債務問題及び 不良債権問題に効果的に対処することを含 め、日本経済の新たな成長と金融システム 強化のために必要になる構造改革及び規制 改革を精力的に促進する決意を述べ、これ に関しブッシュ大統領とも意見が一致し た。」

そして、4月6日には、「緊急経済対策」を決定した。その内容は、骨格において小泉内閣が推進しようとしている「骨太方針」と同一のものである。「競争原理」、「自立・自助」、「痛み」、「構造改革」などは小渕内閣時代の経済戦略会議の「樋口レポート」の流れのなかにあった「思想」であるが、アメリカのブッシュ政権の力を借りてこの時期一気に走り出す準備ができたということであろう。森内閣は「神の国」発言をはじめとして、さまざまな失敗を重ね、自民党

の地方組織からの相次ぐ退陣要求に抗しきれず、 仕事を終えた。引導を渡したのは、幹事長、官 房長官、参議院幹事長等であろう。もちろん橋 本氏も一枚噛んでシナリオ通りに進行した。

3. 小泉内閣選出の「民主主義」

小泉総裁は、これまでにない地方党員の投票を踏まえての自民党党大会で選出された。その意味では、きわめて「民主的」であった。その選出の方法は、あたかもアメリカの民主、共和両党の大統領候補選出の仕方に似ており、従来型の総裁選とはまったく異なっていた。先の森内閣成立時にその正当性に多くの国民は疑問を抱いていた。それだけに、今回の総裁選は国民にとって「開かれた自民党」といった感じを与えた。

森総理の「神の国」発言も、小泉総理の「靖 国」発言も同根である。森総理は徹底的に悪役 に徹した感があるが、それはそれでシナリオに 沿った繋ぎの悪役だったのではないかとさえ思 われる。都議会議員選挙を控えていた自民党東 京都連の動きや、宮城県連の動きは、「森では戦 えない」、「これより悪いのはない」、「多少とも ましな総裁であれば良い」といった雰囲気をつ くるの役立った。

一方、国民の側にも長引く不況とリストラ首 切り、賃金の切り下げ、金利の引下げ、終身雇 用の崩壊と雇用の多様化、消費税引上げ、医療・年金の制度改悪、欠陥の多い「介護保険」導入、老後の不安等々による「閉塞感」があり、その 打開を求める空気も広がっていた。

小泉総理は、祖父以来三代にわたる政治家の家系の出であるが、他の自民党政治家に比べれば「汚染度」は薄い政治家と見られている。その意味では、「変人」は有効に機能した。そして、原稿なしに討論のできる、短いフレーズで切れ味の良い、歯切れの良い演説のできる政治家でもある。ケネディ、クリントン、ブレアといった欧米の政治家的印象をテレビ等のメディアを通して積極的に訴えた。その意味では、パフォーマンスの政治家でもある。

今日の政党配置と小泉「改革」のねらい・

小泉総理と自民党は、総裁選の延長上に都議会議員選挙と参議院選挙を戦った。注目すべきは、都議会議員選挙であった。小泉総理は先頭にたって、「聖域なき構造改革」のために自民党の解党的出直しと「改革の実現」を訴えた。実態の見えにくい大きな嘘は、真実に見える。東京都という一地方選挙であったが、彼らが訴えたのは日本全体の「構造改革」であった。それがいかに反国民的なものであろうとも、「大きな嘘は真実に見える」。その効果は東京発で全国に波及した。

2001年に自民党は、全国を睨んだ選挙を自民党総裁選挙・都議選・参議院選挙と三度にわたって行なった。その出発となった総裁選挙における地方選挙の動向が全国的関心を呼び、お茶の間のテレビの話題となり、波及効果は広がっていった。そして、参議院選挙直前の世論調査では、小泉支持率が80%をこえる「強風」になった。

そこで選挙は行なわれた。事実としての結果 はでた。いわば自民党の一人勝ちであった。民 主党は、選挙期間中に党首が改革の本家本元が 民主党にあるかのように宣伝したことにも明ら かなように「構造改革」に本気で反対できない し、選挙後の動向をみると分裂含みである。保 守党はかろうじて面目を保ったものの消滅また つ状態であり、自由党は地方政党となり、また 社民党は政党としての力量の限界が明白に政党と た。こうしてみると、結局、全国的組織政党さ た。こうしてみると、結局、全国的組織政党さ た。こうしてみると、結局、全国的組織政党さ た。こうしてみると、結局、全国的対決でる して、自民党の「構造改革」と真に対決でる 政党は日本共産党ということになってくる現下 政党配置図ということになる。

では、ババを引くのは誰であろうか。結局、それは小泉内閣ではなかろうかと思われる。いわゆる「五人組」(村上が抜けて4人)は、それぞれ派閥のトーチカの中にいるのだから、当面安全であろう。彼らは出番の来るのを静かに待っている。

4. 「骨太方針」について

小泉内閣発足後、経済財政諮問会議で論議さ

れてきた「今後の経済財政運営及び経済社会の 構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太方 針」)は6月26日の閣議で決定された。現在平成 14年度予算編成のための「工程表」が出来上が りつつある。官邸主導の「30・5・3」(国債発 行限度額30兆円、一般会計5兆円削減、3兆円 増)の枠の中で予算編成ができるのかどうか。 国民の「痛み」は遥かに厳しいものになろうと している。平成13年度補正予算も日程に上って きているが、2兆円程度の真水の補正は組める であろう。「30・5・3」で生みだす実質2兆円 の減少で帳尻はゼロである。元来、自民党政府 は「公共事業基本計画」等歳出を伴う「基本計 画」なるものは作りはするが、それに見合う歳 入は単年度では出たとこ勝負である。足らなけ れば国債を発行すればよいといった無責任政治 でやったきた。

経済状況は「小泉不況」とも言われ、デフレ 傾向は深刻になっている。

「小泉改革」の筆頭にあがっている銀行を観てみよう。平成12年度の決算は、日銀の調査(8月発表)によれば、全国銀行の決算は不良債権処理額がコア業務純益を上回る実勢収益の赤字が続いており、当期利益は5,000億円の赤字となっている。

不良債権処理は、景気の下振れにともなう企 業の業況不振長期化等を背景に、昨年秋時点の 予想を大きく上回って平成11年度と同規模の6.1 兆円となり、平成6年度以降7年連続でコア業 務収益を上回った。不良債権は新規発生が少な からず続いているため、減少していないとして いる。IMF (国際通貨基金) が8月10日発表し た対日審査報告書の中で「様々な市場アナリス トによると75兆円にのぼるグレーゾーン債権に ついて貸し倒れを損失と仮定している」と指摘 し、さらなる公的資金注入を提案している。こ れに対して森金融庁長官は、「権威ある国際機関 が〈市場アナリストによるとこうです〉という リポートを出すのは極めて無責任だ」との反論 を行なっているが、いずれにしろ実態は相変わ らず闇の中ということが真実であろう。むしろ、

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

可能性としてはIMFの指摘の方が現実味をもっているかのようにも思われる。

帝国データバンクの調査報告(8月15日)によれば、都市銀行の有価証券含み益は2兆6,957億円減少し、不良債権処理原資としての活用は困難になっていると報じている。8月16日の時事通信によれば、日経平均で11,450円77銭で、バブル崩壊後の安値11,477円56銭を更新した、と報じている。IMFだけでなく、財界も「公的資金」の導入を叫んでいるし、国債の日銀引受を言い出すに至っている。これは、明らかにインフレ期待の誘導(インフレ・ターゲット)政策である。実体経済を無視した「需要政策」なき「構造改革」路線は、国民生活を破滅に導くであろう。

銀行は、「時価会計」と「ペイオフ」とBIS(国際決済銀行)基準によるアメリカ方式の物差しで、動きが取れなくなってきている。IMFは、アメリカの景気は明らかに下降しており、「今後とも巨額の米経済赤字が持続するならばドル急落」は避けられないであろうとしている。そうなれば、外貨準備のほとんどを米ドルで保有している、わが国経済は多大の打撃を受けるであろうことは明らかである。その差損は、結局は国民の負担になる。

経済の「血管」であり「脈管」でもある銀行がガバナビリティを失い、正常に機能しないとすれば、それがアメリカンスタンダードの押付けの結果だとしても、もちろんそれだけではなく、日本の大蔵省の「護送船団」方式のツケであったとしても、無責任きわまりないことで、国民には許されないことである。「不良債権」を2-3年で処理するとの方針は事実として出来ない話であり、その強行は国民に強い「痛み」を強いることになる。

5. 「痛み」について

金融問題である「不良債権」・「不良負債」の 処理は、「低生産部門」から「高生産部門」への 産業構造の転換を意図している。その産業・企 業が、社会的に有用であるかどうかではなく、 儲かるかどうかが問題である。先にあげた内閣府のプロジェクトは、「不良債権の処理額は平成4年度以降の累計で約72兆円に達する」とし、これに対し「平成12年度下期末残高は33.1兆円」としている。結局、不良債権については毎期巨額の処理をしてきたにもかかわらず、新規に不良債権が発生する状況が続き、不良債権の残高は目立った減少を見せていないのが、現状だといえよう。

このことは、銀行の債権管理がでたらめであったということである。この点にかんして、レポートは、「多額の新規不良債権が継続的に発生するという状況は、マニュアルというお墨付きに依存して、護送船団時代の横並び意識が金融機関のリスク管理面でもいまだに存続して」おり、そのことが「市場の信頼を著しく損ねている」と指摘している。

「不良債権」処理にともなう雇用へのインパク トについても触れているが、それによると、約 30万-60万人が解雇されると見ており、以下の 5点を留意点としてあげている。(1) 主要銀行に 絞ってその影響を推計したもので、不良債権の 最終処理は地域金融やその他の金融機関も迫ら れる可能性が高い。(2) 破綻懸念先以下の債権 の新規不良債権化については推計の対象外とし ている。(3) 破綻懸念以下債権の最終処理がも たらすデフレ効果がさらに実体経済を押し下げ る効果については勘案していない。(4)過去の 実績に基づいた影響分析である。(5)情報の制 約から地域的インパクトは推計していない。こ うした留意点を踏まえるならば、30万-60万と いう数字はきわめて控え目な数字ということに なろう。

このように報告――内閣府のプロジェクトとしては「良心的」とも言えるが――は、不良債権を短期間(2年間)に処理したさいには、膨大な失職者・失業者が、何らの準備もなく労働市場に放出される危険性・可能性を指摘している。こうして不良債権処理にともなる失業者は、さまざまな理由から、長期にわたる失業を余儀なくされるであろう。残った労働者も、大企業

今日の政党配置と小泉「改革」のねらい

の労働者は大企業並に、中小企業の労働者はより激しく「痛み」に耐えることになる。アメリカ経済に依存する日本経済は、その依存性をより強めるとともに、それだけに「一蓮托生」の可能性・危険性もある。だからこそ、アメリカが日本経済の動向にナーバスになってもいるのである。

プロジェクトは、今後の課題として、「より深 刻と考えられるのは、公企業・公的部門の〈隠 れ不良債権・債務〉である」としている。特殊 法人や第三セクターの不良債権・債務の実態把 握と最終処理は今後の大きな問題として残され ている。その財源は郵貯・簡保・年金基金等で あるから、最終的には国民負担ということにな る。ここでも、雇用問題が課題となる。6月現 在、「完全失業率は4.9%」(7月には5.0%を超え る) であるが、民間の調査機関である日本総合 研究所調査部経済研究センターの「構造改革下 の日本経済(2000~03年)」は、不良債権処理が 実体経済に与えるインパクトを試算して、失業 者数84万人、失業率の増加1.2%としている。こ れに現状を加えると、完全失業率は6.2%となる。 このように見てくると、完全失業率が実質10% を超えるとの予測も、あながちありえない数字 とは言えなくなる。

政府は、「産業構造改革・雇用対策本部」(本部長・小泉首相)を立ち上げ、「中間とりまとめ」を出した。そこでは、新規に530万人の雇用創出をうたっているが、それが実現するなら現在の「完全失業率4.9%」の吸収も不可能ではない。しかし、それはあくまでも「期待値」であって、これまでの実績からして実現は困難であろう。

内閣府のプロジェクトは今一つの今後の課題として、「現在の雇用保険における最長給付期間を越えて失業する人々が生じるとすれば、一定期間、一般会計から失業給付を行なうことも考えられる」と指摘している。失業者の増加にともなう「雇用保険」財政の悪化に対して、政府自民党は給付水準の引下げと雇用保険料率の引上げを4月から実施したが、さらなる雇用情勢の悪化に対しては、一般会計からの補填の必要も

避けられないであろう。その意味では、プロジェクトの指摘はまともな提案といえよう。

日本総合研究所の前掲報告も、想定されているような不良債権処理が「実行」されると、「雇用者所得の減少」4.3兆円、「消費支出の減少」3.7兆円、国内総生産の減少を向こう2年間で5.6兆円と推計している。こうした事態が国民生活の及ぼす影響は計り知れない。とりわけ、失業問題の深刻化には、「社会政策としてのセーフティネットの充実」を欠かせない課題として提起している。

「骨太方針」には、以上のような雇用・失業問題のほかにも、医療・年金・介護等の改悪、さらに消費税引上げが仕組まれている。このように「痛み」は国民生活のあらゆる部面に降りかかっている。これが「小泉構造改革」の実態である。

6. 課題と展望

「聖域なき構造改革」をキャッチフレーズに 「改革」を訴える小泉内閣と政権党である自民 党、公明党、保守党は「消費税減税」だけは「聖 域」としている。この点では、野党の民主党や 自由党、社民党にとっても同様である。前回の 参議院選挙(1998年7月)の際、選挙公約に「消 費税減税」を掲げたのは共産党のほかにも自由 党や自由連合といった政党もあったが、選挙後 その公約実現に努力したのは日本共産党だけで あった。「消費税減税」に反対して、政府や自民 党があげるのは「減税効果がない」という理由 である。たしかに「所得税減税」が需要効果を もたなかったことは事実であるが、それをもっ て「減税効果がない」というのはまやかし以外 の何ものでもない。これほど長引く景気低迷の 中で、取るべき政策の幅はきわめて限られてき ており、そうした政策として「消費税減税」も 視野に入れざるをえなくなっている。その証拠 に、自民党の前政調会長である亀井静香氏も選 挙前に一時であったが「消費税減税」を口にし た。しかし、たちまちにして撤回したが、それ は自民党にとって「消費税減税」が禁句である

ことをはしなくも暴露した。「聖域なき構造改革」を言う当の小泉内閣と政権党は「消費税減税」を「聖域」としているのである。この「聖域」を開くことこそ、今日の消費不況を打破する道であることは明らかである。

そもそも世論の反対を押し切って消費税を導入したのは竹下内閣の1988年11月のことであった。当時の大蔵大臣は宮沢喜一氏であり、官房長官は小渕恵三氏であった。それ以後、「消費税」は政府と政権党にとって安易な国債発行への「打出の小槌」の役割を果たすことになり、ひいては「失われた10年」といわれるこの間の政府と政権党のモラルハザードの「温床」となってきた。そうした消費税を国民的立場にたって見るとき、絶対に「聖域化」させてはならない。

小泉内閣の「構造改革基本方針」(骨太方針) が国民に「痛み」を強要するものであることは 首相自らが公言したはばからないところである が、それはあらためて国家とは何か、国がやる べきことは何かということを問い直してもいる。 この間の、いわゆる「規制緩和=市場万能論」 のイデオロギーが闊歩するなかで、これまで積 み上げられ、獲得されてきた生活や雇用にかか わる権利を擁護する者にたいして「守旧派」の レッテルを投げつけ、排除してきた。その「規 制緩和=市場万能論」者が金融機関の不良債権 処理にさいしては事も無げに税金投入に賛同す る。無節操極まりない。小泉内閣の「骨太の方 針」も基本的にはそうして路線の延長線上にあ る。「市場の効率性」を否定するものではない が、そこに存在するのは「弱肉強食の論理」で あり、それに委ねている限り、恐慌や失業・貧 困、所得格差の拡大といった社会的矛盾の激化 は不可避である。そうした矛盾を緩和するため に、資本主義のもとでも「国家の経済への介入」 が求められてきたのである。

バブル崩壊後のこの長期にわたる混迷する日本の経済をどのように「再生」するかは、この間の政府、自民党の描いた「規制緩和=市場万能論」の延長線上にはその展望はない。そうではなく、国民の一人一人が安心して生活できる

ような社会的・経済的条件をどのように保障し、 実現してゆくかということこそが問われている のである。たしかに、公共事業50兆円(地方を 含む)に対して社会保障関係20兆円といった財 政支出構造は改革されなくてならない。しかし、 バブル崩壊後のこの十余年、労働法制の改悪、 消費税引上げ、医療保険制度の改悪、年金制度 改悪、介護保険導入といった国民生活を直撃す るような政策が相次いで強行されてきた。こう した政策の転換こそ、「閉塞した」日本社会の 「再生」の第一歩である。

しかも、それはたんに「経済政策」の転換に とどまらず、この国の「在り方」そのものが問 われているのである。直裁に言えば、占領下、 日米安保体制と続いてきたアメリカとのこれま での関係の延長線上で、日本の21世紀の展望が 見出せるのか否かということが問われている。 対米関係では、政治的にも経済的にも日本はこ れまでほとんど「言いなり」であった。「経済一 流、政治二流」と言われてきたが、こうした日 米関係の延長線上に、21世紀の日本の展望は見 出せないことが明白になっている。バブルにい たる過程でも、またバブル崩壊後の今日にいた る過程のなかでも、日本の政治・経済はアメリ カ(=ドル)に「翻弄」されてきた。このこと は、日本の歴代首相が政権交代のたびに「参勤 交代」のようにはワシントン詣でを行なってお り、また国連をはじめ国際政治の場で事あるご とにアメリカ政府の意向に従ってきたことに如 実に現われている。こうした日米関係の在り方 も「聖域化」することなく「改革」の対象とさ れなければならない。

(本稿は、2001年8月21日の政治経済部会の定例研究会における内山報告とそれをめぐる討議を踏まえ、作成された。1-5は、ほぼ内山報告(メモ)に従って天野が文章化し、さらに「6.課題と展望」は天野が執筆し、それらを内山が補筆した。)

(うちやま たかし・理事、あまの みつのり・理事・千葉商科大学)

特集/小泉「構造改革」と国民生活

小泉「改革」による擬似「福祉国家」破壊

相澤 與一

1 はじめに一問題の把握と立て方

森前首相がどうしようもない前座で引き立て 役を演じたあげく、そこにまたもマスコミがは やしたてて同じ森派の小泉首相をカッコよく登 場させて熱狂的なブームが演出され、歴代自民 党内閣が執拗に追求しながらこれほどには断行 できなかった市場原理主義的な新保守主義革命 を決行しようとしていると、筆者は感じている。 ファシストが政権を握る過程もかくやあらんと 連想させる状況だった。「大衆社会の衆愚政治」 だという人々もいる。筆者はそうはいわないが、 危ない状況である。

小泉内閣は竹中平蔵氏を経済財政政策担当大臣として中心に据え、経済財政諮問会議に「聖域なき構造改革」を指示し、6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」(以下「基本方針」と呼ぶ)を出させた。そもそも竹中氏などは、サッチャー、レーガン時代にふさわしいほど世界的には一回り遅い単純過ぎる市場原理主義者、ネオ自由主義 (注)者であるが、同時に今日の焦えるすグローバリゼーションの伝道者としてふるまっている。一般にデマゴギーの極意としてふるまっている。一般にデマゴギーの極意としてよるまっている。方であるが、「政府広告」での彼の言説がその点での彼の有能さを例示しているようである。

(注)通常は新自由主義と訳されているが、第 一次大戦前の改良主義がNEW LIBER-ALISMと呼ばれ、近年のはNEO LIB-ERALISM と呼ばれる。ネオとは過去 のものに付す再版、新版等の意味の付加語であり、その意味で反動的再版自由主義と理解すべきである。

竹中氏は7月8日付けの新聞掲載「政府広報」 で、あっけらかんとこう述べている。

まず日本国民は世界中でとくにすばらしい力をもち日本経済の潜在力が大きいとおだてあげたあと、「加えて今、世界では二つのフロンテイアがどんどん開けています。ひとつはマーケットというフロンテイアです。東西冷戦の終結によって市場経済の規模が一気に2倍になりました。もうひとつはITやバイオテクノロジーなどの技術のフロンテイアです。ところが、今の日本には、そうした場面で本来の力を発揮できないような仕組みが数多く残っています。ですからそれを解体して、本来の力を発揮できる社会に変えていこうというわけです」。

さのような論法は、グローバリゼーション攻勢の本拠であるアメリカ (USA) 政府がアメリカ資本への全面的な日本市場開放を図って繰り返してきた主張とそっくり同じである。アメリカの要求に唯々諾々と応じるなかで多国籍企業化している日本の大資本の利益をも追求し、そのじゃまになる日本の中小企業や国民大衆の労働生活条件と権利を「解体」「破壊」しようとしているのである。それゆえ、小泉内閣の新保守主義革命は、サッチャーとレーガン時代の新保守主義「改革」と90年代のグローバリゼーション的「構造改革」とを圧縮し爆発させようとするもののようである。

思い返せば、小泉内閣の新保守主義革命の前 身は、お芝居にしても出来過ぎの総裁選対抗馬

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

の橋本氏が首相の内閣が追求し中途半端で阻ま れた「構造改革」政策と基本的に同じであり、 違うのはその間の舞台まわしと切迫度であり、 したがってまたなにがなんでもの凶暴度であろ う。自民党単独政権の崩壊後のピンチヒッター として登場した村山連立内閣による場つなぎ一 一これで社会党の壊滅も決まった――ののち、橋 本氏が率いる連立政権が96~97年に登場し、や はり「聖域なき」規制緩和と行財政の構造改革 をはじめ、全般的な「高コスト」体質を是正す べしとする米日財界の要求に応じようとする「構 造改革」計画を、そしてその主要な一環として 「社会保障構造改革」政策をも掲げた。「規制緩 和推進計画」の「改定計画」のほか、「橋本行革 ビジョン」「新・福祉ビジョン」が代表的である。 くしくも後者について『imidas '97』でさえ、 こう述べていた。

それらは「超高齢化社会と大競争に備える」との基本認識のもとに、将来の国民負担率を極力50%を越えることのないように45%程度に抑えるというもの。つまり企業の国際競争が地球規模で激しくなっている大競争(メガ・コンペテイション)時代状況のなかで、税負担と高齢化と共に増大する年金・医療・介護等の社会保障給付費の増大を抑え企業負担分を抑えて企業の国際競争力を維持して高めるという経済界の主張と同工異曲である。

さて、本稿に課せられた本来の課題は、小泉「構造改革」の社会保障「構造改革」を論ずることであるが、その点を雇用・生業の「破壊」と連結させて理解する必要がある。問題は生活破壊であり、生活を支える支柱がまず雇用による賃金収入と、それが欠けるか不足する時の社会保障の双方を破壊する不当な「痛み」だからである。

これを、多少間の抜けた学会レベルの国際的 論争にかかわらせると、「完全雇用」と「福祉国 家」または前者を含んだ概念とされる場合の「福 祉国家」は解体されたのか、それとも再編・調 整されつつあるのか、という論争問題に関連する。国の内外の学会の多数派は再編・調整論である。それに対し、筆者の立場は戦後国家独生的資本主義体制のゆきづまりの打開を図る全体的なリストラクチュアリングの展開過程の主要がの国題としてとらえ、少なくとも米英日の国としてとらえ、少なくとも米英田のいえば、生存権保障を最重要視したさいていえば、生存権保障を最重要視したされているは、現在はせいぜい変質しるとよらえ、現在はせいぜい変質あるととらえ、現在はせいぜい変質あるととらえ、現在はせいぜい変質あるととらえ、現在はせいぜい変質あるととられているというにをもので、基本方針」ののまま危機・解体過程に移り、小泉「改革」は、雇用と社会保障の両で「基本方針」のの関係は、雇用と社会保障の両で「基本方針」のの関係ではるということになる。

2 「完全雇用」の最終的解体

日本国憲法第27条は、すべて国民は、勤労の 権利を有し、義務を負う、と定めている。

また、1948年12月の国連第3回総会で採択された世界人権宣言の第23条(1)は、「何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を獲得し、失業に対して保護を受ける権利を有する」と宣言している。

戦後多くの先進諸国が「完全雇用」への国の 責務を宣言し、実現に努力し、成果を上げてき た。もともと「完全雇用」(full employment) とはベヴァリジが目指されるべき低失業率状態 を指す用語として名づけたものであり、文字通 りの「完全」な雇用充足状態を指すものではな かったのであるが、日本の場合、政府統計に見 るかぎり、「完全失業率」(労働力人口中毎月の 月末の1週間1時間も収入のある労働に就かず に就職活動を行っている「完全失業者」が占め る比率だというのだから実際の失業率よりも ずっと低く現れる)が1960年代から75年までは 1%台にとどまり、76年から94年まで2%台で 推移したのだから、表面的には「完全雇用」状態にあったといえよう。

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

ところがその後がぜん様相が変わった。「完全 失業率」が96、97年3.4%、98年4.1%、99年4.7 %と急増し(『平成13年版労働経済白書』参照)、 2001年7月に5%の大台を突破した。政府当局 も含めて誰しも小泉「改革」で一層急増する、 と予想している。もっとも、統計上雇用状態に あるとされるが、不完全な雇用 (underemployment) または非正規の雇用 (irregular employment) が急増して、その分「完全失業率」 を低く抑えている。たとえばパートタイム労働 者の構成比は2000年も引き続き増大し、正規雇 用と比較しての圧倒的低賃金(最大の雇用理由) が利用されている。90年代後半から派遣労働者 も急増している。小泉首相は、失業が増えるの はやむを得ない痛みであるとコメントしたそう だが、ひどい話である。小泉氏やその仲間は生 命と暮らしを脅かすようなどんな痛みもちっと も受けずに、大衆にだけ犠牲を一方的に押しつ けているだからひどい話である。

さて、周知のように、「基本方針」は第一に 「1. 経済再生の第一歩としての不良債券問題の 抜本的解決」を論じた。つまり、大銀行の不良 債券を2~3年という短期間に処分することで ある。それによって従来の基準なら維持できる 企業まで融資引き上げによる倒産に追いやられ ることが予測されている。徳永昌志氏も書いて いるように、「基本方針」が不良債券の処理を急 ぐのは、まず不良債券による銀行の収益性の低 下や追加的な不良債券の発生を回避すること、 不良債券を出す非効率で収益性の低い産業から 資源を成長分野に移すことのためだと説明され ているが、銀行とともに公的資金による穴埋め での債券放棄で救済される大手ゼネコン等の大 企業を除く中小企業の大群が圧迫され多数が倒 産させられる。氏が紹介している佐々木憲昭氏 の試算によると、2000年9月期の大手16銀行の 破綻懸念先の不良12・7兆円を2年以内で償却す ると20万ないし30万の企業が倒産するそうで、 2年間に2000年度の倒産の10倍から15倍に達す るという(「小泉内閣の構造改革と日本経済」『労働運動』2001年9月、24-25ページ)。

なお、2001年3月末で全国銀行の不良債券残 高合計は約30兆円に上る。その不良債券の早期 処理が突如主張されるようになったのは、実は アメリカの公社債の日本資金による引き続きの 購買と日本金融業界への進出をねらうアメリカ の強請によるところが大きいとの林直道氏の指 摘も重要である(「小泉内閣の『構造改革』と日 本経済」『経済』2001年10月号)。

動揺する世界経済のなかでアメリカ金融資本がリードするグローバリゼーション、すなわち金融支配の一層の展開を妨げる日本の不良債券を日本の弱小中小企業と雇用の犠牲で処分しながら一層拡大しようと狙い、それに沿って日本の大手金融資本は競争力を回復し金融グローバリゼーション利益の分け前にありつこうとする獣とはげたかの図である。

また、グローバリゼーション攻撃に適応させる「構造改革」手段としての不良債券短期処理は、アメリカ商工業の日本進出を妨げる日本の中小企業の大量倒産という利益をももたらす。一石二鳥なのだ。そしてそれが日本に一層の大量失業をもたらすのである。政府さえ不良債券短期処理は失業増大をもたらすと想定している。「基本方針」でも、「ある程度の影響があることは否定できない。このような雇用への影響に対しては」「財政のビルト・イン・スタビライザー機能」が期待され、既存の法制と若干の臨時的措置で対応する、と1章2の(5)「不良債券処理の影響に関するセーフティーネットの充実」で述べている。

実に人を食った話である。そんなことで済むはずがない。紹介を繰り返すのも芸のない話だが、大量失業の追加が予測されているのである。内閣府研究会は大手16行だけの処理分で39~60万人の離職者数を予想し、第一生命研究所が全国銀行ベースで110.2万人の失業増を、ニッセイ基礎研が130万人、日本総合研究所が150万人の

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

失業を予測しているそうである。

さらに、この不良債券処理による産業・企業と雇用の整理政策は、グローバリゼーションによる世界的なリストラクチュアリング促進の一環をなす日本多国籍企業の一層過激なリストラ攻撃、生産と雇用の海外移転による国内空洞化の加速を励ましている。昨今の目をむくような大企業の雇用リストラ計画の連続発表があり、それらによる失業が大失業の規模を巨大なものとする恐れが大きい。

そこで「基本方針」の前掲1中で、失業問題 を「転職問題」とごまかし、「第4に、…転職す ることが求められる雇用者については、新規分 野における雇用機械の創出(試算によれば、新 規分野を含むサービス分野においては、5年間 で530万人が期待)や労働移動の増加に対応する 制度改革によって就業機会を拡大する」と、述 べている。「この制度改革によって就業機会を拡 大する」というのも、雇用機関に定めのない正 規雇用を減らし、パート、臨時、派遣などを既 存の雇用管理に加えて、小泉内閣が特効薬のご とく説いた短期期限付き雇用や派遣労働期限の 1年から3年への延長などのことであり、要す るに不安定な短期雇用を政府がことさらに奨励 するという、これまで以上の低賃金・不安定雇 用の増大政策のことである。530万人雇用創出予 測などという恣意的な政府予想は、小渕内閣の 「緊急雇用創出基金」の惨憺たる実績に照らせば 嘲笑ものである。まったく冗談じゃない。ITや バイオ、環境、最先端技術による雇用創出など 話にならない。一時的、部分的な効果が過ぎれ ば、雇用削減効果の方が大きくなる。しかも、 まず最大の雇用削減打撃を受けるのは、全雇用 の4割を越す建設、流通、不動産業などの「非 効率分野」とされる諸分野であり、「非効率」と みなされる中高年労働者である。仮に別途に仕 事が作り出されたと仮定しても転職がうまく行 くはずがない。40歳台の後半以上になると求人 倍率はがた減りで、中高年者の転職など歳と共 に稀有となる。確かなのは、失業と半失業の激増であり、政府奨励の雇用流動・不安定化、短期有期雇用への転換ぐらいである。こうなると社会保険の前提基盤も崩壊する。

抜本的な対策が必要である。有効なのはサービス残業(不払残業・ただ働き残業)の全面禁止による90万人分の雇用増加、仏・独並みへの労働時間の大幅短縮による正規雇用の増加である。それにしてもとくに日本大企業の国内雇用責任を追求し、せめてヨーロッパ並みにリストラ解雇のきびしい制限規制を課す必要が大きい。

もちろん、グローバリゼーションのための小泉「構造改革」を撤回させ、雇用と賃金と社会保障を守ることで消費需要を回復させ、景気を回復し、小泉「改革」と正反対の「日本経済の再生」改革を断行することが求められる。

ところが、「セーフティーネット」たるべき雇用保険は逆に改悪された。リストラ失業の増加で財政が悪化した雇用保険の給付を減らすために、2001年4月実施の雇用保険改定で、給付期間が従来最大300日だったのが原則最長180日に削減された。ただし、倒産や解雇など予期せぬ事態に直面し再就職準備の時間的余裕のなかった場合と役所が判定する場合だけ最大で330日まで延長されるとされた。解雇の常用手段とされる「希望退職」は後者に当たらないのだからひどい。解雇規制と共に失業給付の拡充が必須なのにである。

3 社会保障の構造破壊・私営化

(1) グローバリゼーション迎合の社会保障私営 化と「社会保障個人会計」化

「基本方針」総論の2「構造改革のための7つのプログラム」の筆頭は、はたしてグローバリゼーション対応の「(1) 民営化・規制改革プログラム」であり、その中で「医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないし非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する」と、明言した。それゆえにというべきか、

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

社会保障については、それを私的保険と同一視するかのごとく、(3)「保険機能強化プログラム」と題し、「ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして『社会保障個人会計(仮称)』の構築に向けて検討を進める」と提起した。

社会保障の個人別保険収支勘定化は、国家保障責任による国民的共同保障をおこなう社会保障の理念と原則を個人別勘定に解体するものであり、チリの公的年金を破壊し民間管理の個人別年金強制貯蓄制度に転換させたモデルをもとにして世界銀行が融資条件として要求した構造改革の一環としての個人別年金強制貯蓄制度に通ずるものである。この構想は、基本的にグローバリゼーション対応の個人別社会保障貯蓄勘定制にし、安価な総合的政府管理のもとに年金資金をはじめ社会保障資金を国際金融市場に取り込んでその好餌とし、社会保障を根本的に転換・変質させる機構となる恐れが強い。厳しい警戒を要する。

さらにこの「個人会計」化構想は、企業年金を個人別の確定拠出(給付未定)年金制度導入の大きな理由とされた労働力流動化時代のポータビリテイ(携行可能)を連想させる。いや前節でみた「基本方針」の雇用破壊論中の労働力短期流動性志向に関連させると、明らかに、低賃金・不安定労働化を中心とする非正規労働の急増、労働移動の促進の戦略に対応させる、小刻みに流動する雇用歴に対応する小刻みな社会保険加入歴をつないでポータビリテイを付与する個人別社会保障会計勘定制度となるのである。大失業と大雇用不安時代に適応しそれを支える個人別社会保障会計制度となるのである。

ちなみに、社会保障制度審議会が解散直前の 2000年9月に時の森首相に提出した「新しい世 紀に向けた社会保障(意見)」のなかで、「かつ てない失業が生じている事態に対し、政府、企 業とも高い優先度を置いて対応して行かなけれ ばならないのは言うまでもないが、これに加え、 就業形態を始めとする雇用面の様々な変化に関 して、就労の促進を図る社会保障面からの取組 の必要性も極めて高くなっている」と述べたが、 「社会保障個人会計」はむしろ社会保障の個別化 で労使関係の個別化と雇用の不安定化を容易に し促進するものとなる可能性が高いのである。

また、この社会保障を個別化する構造改悪は、とうぜん社会保険と私的保険との癒着を深めるだけでなく、それを超えて一般保険に押し下げるものとなる。その意図は「基本方針」中で、「公的年金および私的年金保険の役割分担により、高齢者の生活を保障する」という名目となり、「私的年金を拡充し企業年金の改革や確定拠出年金の早期・実施普及等を図る」と表現されたのである。

関連しては、本論第3章(4)で、社会保障制度が「公的なものであるが故に制度そのものに非効率を伴いやすい」と公営を敵視し、「民間部門で実現可能な機能はそこに委ね」と私営化を最大限追求している。公的保障破壊、私益・営利市場優先の追求である。

また、(2) における年金、医療、介護各部門の「自助と自律」化の要求も重大である。この「自助と自律」という目新しい言説は、要するに社会保障各部門が国庫負担に頼らず保険料収入でだけでやりくりせよ、それによる保障の激減の「痛みを分かち合って」ということであり、実質的に社会保障の実体、すなわち社会的扶養を加えての社会的保障を破壊することを意味するのである。

(2) 社会保障制度の旧来の諸矛盾の逆用

これらの構造改悪のためには、旧来の制度が 生みだしてきた国民内部の利害矛盾を悪用する にしくはない。人によっては改善と写るからで ある。

たとえば「基本方針」の中では社会保障の個人単位化と世代間矛盾が利用されている。それらは、方向性が大きく違うが、1995年の社会保

障制度審議会の大勧告「社会保障制度の再構築」でも言及され、2000年10月に出された「社会保障のあり方について考える有識者会議」の最終報告では矛盾をあおる形で強調されていた。

個人単位化問題は、すでに既婚女性の労働力化が過半となったなどの状況のもとで、とくに女性個人の社会保障権実現の方法としてフェミニストや女性のキャリア層を中心に強く主張されている。たしかに、女性の経済的自立のためになる改革となる側面をも持つ。他方、家族単位主義は、家族内の共同性に関連して依然一定の合理性を有するものであり、全面的には廃止すべきものではないだろう。しかし、それは、とくに日本などでは家長主義の残滓をおびるとともに、社会保障費の節約のためにも固執されてきた。それゆえ、家族制度の伝統や賃金に、社会保障費の節約のためにも質金に、社会保障費の節約のためにも固執されてきた。それゆえ、家族制度の伝統や賃金に、租税、家計など多くの制度と慣習に関連することを確認した上で、国民的合意の下に個人単位化の部分を増やすべきものであろう。

ただし、個人単位化というコインの裏側には、 家族内の連帯はともかくとして、社会保障の社 会的連帯・共同性をこわし個人のエゴイズムを あおる「社会保障個人会計」化的な狙いが付着 している可能性がありうることを警戒しなけれ ばならない。

一方の公的年金を中心とする世代間の矛盾問題は、『厚生白書』をはじめとする熱心なキャンペーンのうえに「有識者会議」報告でも強調豊かれた点である。つまり、高齢者は現役より豊かだ、社会保障の負担と給付で若い方が損をしている、豊かな老人が不当に優遇されている、島かな老人が不当に優遇されている、高齢者もいるが、はるかに多くは生活に余裕がなおる。むしろ生活苦にあえぐ低所得者がない。今でも医療費支払いも困難なる、おも多い。これらをあえて無視し、高齢者であると主張しているのである。高齢者を豊かで不必要な社会保障を受けている悪者に

仕立て、それを支える若年者に社会保障の受給が危ないと世代間対立をけしかけ、それも手厚い高齢者保障のせいだとし、社会保障財政の危機に対処しその不公平を是正するには、共に「痛み」を分かち合うべしとして、現役若年層も犠牲を負うとともに、とくにこれまで不当に優遇されてきた高齢者の負担を大幅に引き上げなければならないというのである。つまり彼らの保険料および利用料負担を大幅に増やし、給付を引き下げなければならないという論法である。すで介護保険でこの種の「社会保障構造改革」という名の構造改悪が開始された。次はその一般化の番である。

こういう悪意のある宣伝の継続と浸透は皮肉にもかえって現役若年者を社会保障への参加意識から遠ざけて保険料納入拒否者を増やしている。政府の社会保障政策はみずから墓穴を掘り、困惑し、言い訳につとめ、今回は「社会保障個人会計」で釣ろうとしている。

留意すべき要点は、そもそもが、社会保障の 国庫負担を大幅に削減し、企業負担を抑制する ために後代ほど社会保障を悪くなるように仕掛 けていることにある。政府、財界が意図的に増 長させてきた矛盾を意図的に悪用しようとして いるのである。

(3) 当面する医療制度・医療保険の大改悪

準備不足のまま介護保険制度の導入を急いだ理由は種々あったが、第一には「社会保障構造改革」という名の構造改悪を開始することであった。とりわけ高齢者および低所得者の社会保障負担を増やすこと、しかも利用料および定率保険料負担を導入し増大させる仕組みを作ることであり、その第一歩として、公的介護保険制度によって社会福祉の公費による措置保障を廃止し、新規に保険料を徴収し、やはり定率の利用料をも加えて徴収した上で、私的保険並みに受給資格の審査による差別化の制度(等級別認定審査制度)を導入する社会福祉の準私保険化を図る構造改悪を開始することであった。

特集・小泉「構造改革」と国民生活

次にそれを障害者福祉分野にも拡張し、措置 費保証をやめて一部支援費支給制度に転換し、 公的責任と公費負担を後退させる局面に移行し つつある。

さらに当面する最大級の社会保障改悪は、医療保険問題である。介護保険で着手された構造 改悪を医療保険に拡張し、高齢者医療制度にも 定率の保険料負担と利用料負担を一般化させる ことが着手されていたのであるが、小泉氏が厚生大臣の時にこの構想を明言し、小泉「改革」で一層強めて断行しようというのである。しかも、今回、9月25日に公表された厚生労働省の「医療制度改革試案」なるものは、それにとどある。で、現役の健康保険の被保険者の保険料負担率をもかつてなく大幅に引き上げ、「国民皆保険」の内実を構造的に破壊する構想である。改悪構想は広範なので、例示にとどめる。

医療保険の給付率を一律3割に引き下げる。 しかも総報酬に保険料を課す。前回の改悪で導 入した高額医療費の2段階制のそれぞれを大幅 に引き上げる。

さらにとくに高齢者医療制度を抜本的に改悪する。つまり一部公費負担の対象とする高齢者 医療制度の対象年齢を現行70歳以上から一挙に 75歳以上に減らし、その間の年代には2割の自己負担を課し、75歳以上には1割自己負担、そ のうち高額取得者に2割の自己負担を課す。そ して老人医療費の伸び率管理という総額抑制制 度を導入し、そのガイドラインを越えた治療費 の病院負担制度も課すなどの壮大な構造改悪構 想である。

それというのもその政治的理由は、市場原理主義のグローバリゼーションに迎合し大学を含めて公営の民営=私営化の断行を図り国際競争に投げこむこと、そのあしかせとなる制度と費用を廃止すること、ゼネコン仕様の赤字新幹線などは引き続き継続しながら、来年度の赤字国債を30兆円に抑えるという小泉財政構造改革の第一公約を強いるために、社会保障の自然増分、

約1兆円の3割を社会保障費で、とくに医療費で削減するという、実に恣意的な一方的犠牲を強行する計画なのである。しかもそれを好機として医療制度の大きな改悪を、製薬資本や医療機器メーカーの保護を温存し、医師会の自民党への抱き込みを続ける範囲でおこなうなおうとする構造改悪構想である。

まことに矛盾に満ち、とくに国民大衆との矛盾・対立は決定的である。

結びに代えて

はげしく動揺する世界情勢の中で日本の政財界がアメリカ支配のグローバリゼーションに迎合し荷担することで、ものづくりを核としてきた日本の再生産構造は激しく掘り崩され、なかでも国民生活の再生産と発達を担保すべき擬似「福祉国家」、雇用・生業と社会保障は、総くずれに瀕している。

「完全雇用」は後退から解体に移った。

社会保障は、財政構造改革のひとかけらを受けて、無残な傷を負わされつつある。課せられる「痛み」は一方的である。それゆえ、小泉「改革」は無理と矛盾の固まりである。国民大衆の命とくらしが深刻に脅かされている。いまこそこの構造改悪攻勢の本質と仕掛けを広く知らせ、民主的な構造改良の道を対置し、労働者・国民の自覚と共同を強めなければならないときであるう。

(あいざわ よいち・常任理事・高崎健康福祉大学)

「不良債権最終処理」と中小企業経営

小谷 紘司

はじめに

小泉内閣の「不良債権最終処理」強行に対して、怒りと不安の声が地域の隅々から巻き起こっている。小泉内閣は、「不良債権最終処理」を2001年4月から2~3年で推進することを打ち出した(2001年4月6日「緊急経済対策」)。そこには「中小企業の場合であっても取り組む」ことが明示されている。この「最終処理」が強行されるならば、20万以上の企業が倒産し100万人以上の失業者が出ると試算されている。この措置は、不況の中で歯を食いしばって頑張っている多くの中小企業に対して、不況に追い打ちを掛け、「早く死ね」と言うに等しい。

本稿は、中小企業・中小業者に対する「不良 債権最終処理」強行の実態と、地域で役割を果 たしてきた地域金融機関の現状について、いく つかの事例を紹介しつつ運動の方向を探るもの である。

1. 中小企業・中小業者に対する「不良債権最 終処理」強行の事例

(都市銀行)

○A製作所は、東京・大田区で1951年から約50年間、プレス加工・金型製作を営んできた、資本金1200万円、従業員数は30人の中小企業である。主力製品は事務用機器、主要取引先は(株)リコーおよび関連会社等である。親会社が生産を海外に移したことと不況によって仕事量は半減した。発注される仕事も精度が極度にうるさくなり、納期も短くコストも切り下げられた。A製作所はその精度を出すべく努力したが、不良品になってしまった。資金繰りに行き詰まっ

たが、主要取引銀行のS銀行は融資をストップ、 担保の任意売却を迫った。A社長は悩んだあげ く、担保に入っていた2ヵ所の工場と土地、社 長宅と土地を売却し、従業員の退職金も払い、 長年営んできた工場を整理・精算した。Aさん は、今は多摩川べりのマンションにひっそり暮 らしている。

○マンションのローン返済が厳しいので、F 銀行に返済条件の相談に行ったところ、「半年間 は金利だけでいい」と言われその通りにしたら、 7カ月目に一方的に「一括払い」を請求され、返 済金を持って行っても受け取らず売却を迫られ た。

○D銀行は平成13年3月には「返済金の減額に応じる」との態度を見せながら、その後には「他行からの借入によって延滞金の精算」を迫ってきた。「出来ない」と言うと「競売」すると脅してきた。

○クリーニング業者のBさんは、住宅ローンの返済が遅れたためにD銀行に条件変更を相談したが、信用開発(株)へ債権譲渡された。再三抗議したがダメだった。現在、信用開発(株)より裁判所へ「競売」の手続きがなされ、競売価格も決定した。

○業績不振のため、返済の条件変更をD銀行に相談したら、いろいろ書類を提出させられ、 待たされたあげく、条件変更を「拒否」され、 逆に「一括弁済」を迫られた。

○「不良債権」だからという理由で、D銀行

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

に無理やり担保を売却させられた。担保の買取 人は同銀行の別の支店の行員だった。他の銀行 の行員も「おかしい」と言っている。

○ S銀行のスモールビジネスローンの返済方法を相談しようとしたら、「回収専門会社と話してくれ」と言われた。特定調停を申し立てたら「取り下げる」と言ってきたが、外資の債権買取会社に債権売却された。

○ S銀行とは長年、区の請け負い契約書と定期預金を担保に短期の運転資金を借り入れてきた。最近になって急に「融資は出来ない」と言い出した。定期や生命保険などを解約して債務を全額払わされた。「借りてくれ」と頼んでおいて、助けてくれない都市銀行とはもうつきあいたくない。

(地方銀行)

○C社は、北関東で観光ホテル業を営み、従業員数は約100人である。観光ホテルの特徴として季節によって従業員数が大幅に変動する。今年の夏に雇い入れる40人について、A銀行から「従業員の社会保険については、国民健康保険、国民年金に加入させ、社会保険の会社負担分を浮かせて返済金に回せ」との指導があった。それによって浮かせた会社負担分は年間800万円。従業員の社会保障権利を犠牲にしてまで銀行債権回収をするという悪辣なやりかたが横行している。

○W銀行は、プロパー融資の返済が終了したにもかかわらず、保証協会の保証付き(担保なし)融資残債があり、その返済条件変更したために(事故ではないのに)、担保を外すことを拒否した。そのため、新規取引金融機関の融資が受けられず、また保証付融資も受けられない。

○N銀行が破綻、解散した。カードローンを 利用していたが、支払いをしていたにもかかわ らず、RCC (債権回収機構) 送りになった。ブ ラックリストに登録され、保証協会の保証も受 けられず、あらゆるカードが使えなくなってしまった。

(信用金庫)

○T信用金庫から半年前に9000万円借入れたが、経営悪化を理由に自社ビル・土地の売却をすすめられた。その売却代金のうち2000万円を運転資金にする約束だったが、T信用金庫は全額回収。その際に新たな融資1500万円を約束したが、それも破った。その後不渡りを出し倒産した。本店交渉もしたが断られた。

○D社は従業員数20人の会社で、今年7月に T信用金庫に夏の一時金のために融資を申し込ん だが、1200万円残債があるため断られた。従来 は年末と夏の一時金のために融資してくれてい たのだが。

○売上が月額1000万円から500万円に半減し、 F信用金庫の融資返済が3カ月延滞となった。返 済負担を軽減し事業に専念できるために期間延 長の条件変更をした。こんなことは不況の中で は普通にあることであるが、金融庁は「改善見 込みなし」として「破綻懸念先」(表1参照)に した。

○F信用金庫からビル建築資金で5億円融資を受けた。不況の影響でテナントが6割に減り、融資返済が長期延滞になった。とりあえず金利を2%に減免し元金も月額30万円とし、20年後に一括弁済の条件変更をした。金融庁は、この返済では回収に100年以上かかると「破綻懸念先」にした。

○C信用金庫に区制度融資100万円を申し込んだが、金融機関から保証人を要求された。その後、金融機関に交渉に行ったら「とりえず保証協会にあげます」とのこと。区制度融資にもかかわらず100万円で保証人とは、制度融資・保証協会の役割がなくなるのでは。

○H信用金庫に市制度融資を申し込んだが、

- 労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

表1 自己査定判断基準の枠組(検査マニュアル)

	ープ に関し はなる はなる はなる はなる	と 出題 当題 ない をはずる が関連	記通し 当性 でネッ を償還		
実質基準	 ●セーフ・ハーバールール ●その他基準 ①事業継続性と収益の見通し ②経営改善計画等の妥当性 ③債務負担の大きさ ④販売力・技術力等営業キャリジュフローによる債務倍 遠能力 ⑤その他 ⑤その他 	 セーフハーハールール その他基準 ①海業継続性と収益の見通し ②経営改善計画等の妥当性 ③債務負担の大きさ シェフローによる債務償還能力 能力 ⑤その他 	●その他基準 ①事業継続性と収益の見通し ②経営改善劃画等の妥当性 ③債務負担の大きさ ④販売力技術力等営業キャッ シュフローによる債務償還 能力		
形式基準	,	下記のいずれかに該当する先 ①条件変更した先 ②財務内容に問題ある先 ③元金醛署3ヵ月以内 ④経常損益2期連続赤字 ⑤優務超過 ⑥一定期間を超える長期貸付 金	下記の①又は②の要件に該当 し③の場合 ①債務超過 ②経常損益3期連続赤字 ③6ヵ月未満の延滞で遅れな がら回収中	6ヵ月以上の延滞で回収の見込みなし	
格付	1. 優良先 2. 準優良先 3. 普通先	4	21	9	7
分類	(美) I	II (纬)	I (非) II (非) III III III III III III III III III I	I (非) II (別) II	(集) I II III III III III III III III III
判断基準	●業況良好先 ●財務内容問題なし ●資金使途・財源問題なし	●懸念ある割引手形 ●財務内容に問題あり ・赤字集付債務等の補填 ・赤字集付債務等の補填 ・素況不振の関係会社へ の支援 ・旧債肩代わり資金 ・日債肩代わり資金 ・各件変更した先 ・金利減免、棚上げ、元本 返済猶予、事実上延滞 ・期間延期	●実質的債務超過状態 ●業況着しく低調で好転の見 通しなし ●延滞状態 ●消極ないし撤退方針 ●保証履行の懸念先	●事業を形式的に継続しているが深刻な状態 るが深刻な状態 ●財務内容に多額の不良資産 ●借入過多返済財源なし ●大幅な債務超過で相当期間 経過	●法的形式的に経営破綻の事 実が発生している先
定義	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題 がないと認められる債務	●貸出条件に問題のある債務者に対する債権 ●履行状況に問題のある債務者に対する債権 ●赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者 に対する債権	●現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きい認められる債務者に対する債権	●法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないのものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みが立たない状況にあると認めりれる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者等、実質的に経営破綻に陥っている債務者	●破産・清算、会社整理、会社更生、民審再生、 取引停止処分等の事由により、経営破綻に陥っ ている債権
債務者区分	出 維 光	要注意先	最 終 破綻懸念先	処 理 対 象	袋碟4

特 集・小泉「構造改革」と国民生活・

表2 F信用金庫の不良債権最終処理該当先

(2001年3月期)

分類		件数 貸出額		処理方法	引当		
非	分	類		330億円			
正	常	先	758件	546億円	残高の0.09%を引当	一般引当 4億9千万円	
要	注 意	先	187件	148億円	要管理債権 15億円 残高の13.8%×3年分引当 (今年3年間の13.8%の破綻) その他要注意 133億円 残高の4.68%を引当 (4.68%は毀損率)	一般引当 6億2千万円	
破	綻 懸 念	先	161件	157億円	引当済26億円 保全額131億円 (157億円-131億円=保全不足26億円)	個別引当	
実	質破紛	生先	147件	88億円	償却済20億円 保全額68億円 (88億円-68億円) =保全不足20億円	個別引当	
破	綻	先	65件	31億円	償却済7億円 保全額24億円 (31億円-24億円) =保全不足7億円	個別引当	
合		計		1300億円			

市の斡旋を受けたにもかかわらず、「昨年の営業実績が悪いので融資は出来ない」と断られた。

○ S 信用金庫に市制度融資を申し込み、市の 斡旋は受けたが、事業をはじめて一年目の申告 では赤字で、保証協会とも交渉したが、「もう一 年状況を見て融資できるかどうか判断したい」 と断られた。

○J信用金庫に預金を担保にしていたが、直貸し分を相殺させられた。使える現金を減らされて困っている。

(国民生活金融公庫)

○十年数年前に国金から600万円の借り、この6月に完済した。新たに500万円の運転資金を申し込んだが、5年前の税金(160万円)が滞納していたことを理由に断られた。滞納の税金については、分納の約束をしており、平成12年度分の所得税は完納している。

(中小企業信用保証協会)

○父親の経営していた会社が行き詰まり、その会社の内容を引き継いで新会社を設立したが、 父親の代位返済があるため、新規融資の保証を 断られた。 こうした事例は枚挙にいとまがない。さらにますます増える傾向にある。これまで地域社会に役割を果たしてきた中小企業・中小業者は、今不況の中で歯を食いしばって頑張っているにもかかわらず、都市銀行・地方銀行・信用金庫等はこれを支援するどころか、こぞって回収・取り立てと融資ストップに狂奔している。産業振興こそ生活の糧なのに、それを放棄している金融機関の行状はまさに狂気の沙汰である。しかも、国民生活金融公庫、中小企業信用保証協会等の公的機関までもがそれに加担している状況は許せない。

2. 地域金融機関の存在も危ない

F信用金庫は、1931年の創業で約70年の歴史を持ち、首都圏の平均的規模で、預金2000億円、貸出金1300億円(預貸率65%)である。この信用金庫の場合、不良債権最終処理の該当先は次のようになっている(表2)。

現在F信用金庫では、「破綻先」(65件、31億円)については、担保物件売り急ぎでは減価ロスが大きいため、また高齢で住む家もなくなる等の理由で、不動産鑑定士の評価書(路線価の1.2倍)を付けて先送りの状態。担保減価による保全不足の7億円を償却した。

「実質破綻先」(147件、88億円) についても同様の措置で、担保の売却を先送りし、保全不足

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

の20億円を償却した。「破綻懸念先」(161件、157 億円)についても同様で、保全不足の20億円を 償却した。

そのうち20件程度は個々に支援方針を決め、借入計画の確実性をもとに融資し、営業利益から少しずつでも回収しており、残りの約140件は様子見の状態になっている。

「最終処理」が信用金庫に義務づけられた場合、「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」(計373件、276億円)のうち償却と引当による手当済金額が53億円であるが、現保有担保物件223億円を実際に処分するとすれば6割くらいに減価するのでその差額90億円が新たに償却額として発生する。自己資本が57億円のF信用金庫にとっては、これは債務超過となり、「早期健全化法」では破綻となってしまう。このように「最終処理」は、中小企業と信用金庫の両方を整理するものであることがはっきりしている。

F信用金庫は、自己審査による自己資本比率 は4.58%であったが、金融庁の検査では2.80%と なり、「銀行法」26条の改善計画提出・実施命令 が出された。自己資本比率を1%上げるには14 億円の自己資本が必要とされたがそれは無理で ある。そこで、ギリギリのリストラに追い込ま れることになった。その内容は、「早期退職優遇 制度」導入により人員を1年間で350人から280人 へ2割削減し、年間一時金は6カ月から今年は 1.6カ月 (夏冬各0.8カ月) にカット、年収も5年 前830万円が今年610万に減額(55歳)などであ る。また、リスク割合の高い一般貸出からリス クの少ない保証協会保証付きを増やしたが、こ れも保証協会が赤字企業には保証しなくなった ので結局は一般貸出で対応せざるを得なくなっ た。しかし、一般貸出では「要注意先」で4%の 貸倒引当金を積まなければならず、貸出金利3% を上回ってしまい、逆ざやになってしまう。こ のため自己資本比率を1%上げるためには一般 貸出を200億円減らさなければならない。これで は、借手である中小企業も貸手である信用金庫 も共倒れになる。

F信用金庫の管理回収の実例は次のようなものである。

飲食業 (居酒屋)

貸出残高7000万円。ここ5年間は元金のみ月額5万円内入れしている。とっくに競売すべきところであるが、担保提供者が97歳の高齢で、刺激を与えると激昂して危ない。職員の恩師でもあることから放置している状況である。

建築業 (サッシ)

貸出残高2億5000万円。ここ7年間は月額20万円内入れで利息にも充たない。競売では最低価額7000万円程度であり、1億8000万円くらいロスが出るので、塩漬けの状態である。代表者72歳、妻70歳、住む家がなくなると懇願されている。

地域の中小企業・業者の悲鳴とも言える声と、 地域金融機関の労働者の歯ぎしりが聞こえてく るようである。債務に苦しむ人々は、バブル崩 壊後はほとんどが不動産・建築業であったが、 現在はまちの理容業、写真業、精密機械製造業 など不況にあえぐ人々が大半であるという。

F信用金庫の労働者は次のように語っている。「これまでやってきた回収方針を継続するため、金融ビッグバンはやめてほしい。信用金庫は、地域に雇用と資金を提供し、長年地域の人々と平和にやってきた。今それを壊さないでほしい。事業利益は毎年十数億円計上しており、時間さえあれば問題ない。最終処理が義務づけられると、支援融資の道が閉ざされ回復の手立てがなくなる。地域経済の破綻は避けられなくなる」。

3. なぜ「最終処理」を急ぐのか

小泉内閣はなぜそれほどまでに「最終処理」を急ぐのか。それは誰のための利益なのか。今、各方面から疑問と怒りがわき起こっている。最初に紹介したA製作所の例でも、長年培ったプレス技術・技能に加えて新たに要請される高精度加工に対応するためには、新たな加工方法の導入などの試験・試作・訓練、その資金やそれを可能とするコストが当然必要であるが、親企業はそれを見ようとはせず、銀行も融資しないばかりかそれまでの融資の回収に走り、企業を破産させてしまったのである。優れた技能を持った多くの労働者が路頭に放り出された。銀行が融資の回収をしばらく待ち、資金支援をしてい

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

たら、企業と労働者は残れたであろうし、その 後返済も可能となったであろう。このような例 は実に多い。

全国地方銀行従業員組合連合会(地銀連)の 幹部は、次のように怒りを持って語っている。 「何も急ぐことはない。銀行の帳簿上に不良債権 を残しておいても、景気浮揚対策や産業振興対 策は可能であり、そうすることによって不良債 権も解決していける。バブルの時代のゼネコン・ 不動産等の不良債権はほぼ終わっており、現在 の最終処理の対象になっているのは真面目となって の最終処理の対象になっているのは真面目を普 理由はアメリカの圧力にほかならない。アメリカは、この間に不良債権処理で放出された銀行、 保険会社、企業、土地等をタダ同然の安い価格 で手に入れている。アメリカの利益にはなって も、日本国民の利益にはなっていない」。

日本の銀行は、あのバブルの時代に低金利政策で調達した低金利預金を利用して、例えばロンドンでは邦銀の貸出シェアが25%を超え、海外金融機関を盛んに買収した。1988年のバーゼル合意によるBIS規制は、このような日本の銀行の薄利多売型商法を規制する意図があったと日本の時が「受け入れざるを得ない」として約束したものである。しかし、「米国の利益として約束したものである。しかし、「米国の利益というアメリカの強引な政策が、日本やアジアの経済混乱を招いた原因の一つになったことはようアメリカの強引な政策が、日本やアジアの経済混乱を招いた原因の一つになったことははつきりしている。アメリカン・スタンダートの押し付けだけでは国際経済はよくならないことははつきりしている。

政府は、「金融機能早期健全化法」をはじめ公的資金導入など手厚い対策で銀行の不良債権処理をすすめる一方、「産業再生法」等で大企業のリストラを促進し、「民事再生法」等で中小企業の整理・淘汰をすすめている。小泉内閣は「不良債権最終処理をしなければ景気回復はない」と言うが、これは「ウソ」である。これらによって得るものは何か、失うものは何か。失う方がはるかに多く、次代への発展の基盤を掘り崩している。

4. 地域からの運動を

「金融ビッグバンはやめてほしい。もっと違った方法で日本経済再生を考えてほしい」。全国信用金庫労働組合(全信連)の役員は切々と語っている。「今、この理不尽な最終処理という名目での中小企業・中小業者・地域金融機関つぶしに、地域から反撃のノロシをあげていかないと、取り返しのつかないことになる」と真剣に訴えている。

地域金融機関の労働組合としては、地域の利用する人たちに思い切った大量のビラなどで実情と運動の方向を訴えることが大切になっている。 F信用金庫の理事長も「世論を起こすことが最大の決め手」と語っている。地域金融機関のトップの考え方も変えていくことが大事である。

信用金庫・信用組合では、出資している会員 (同時に利用者である)の声を大きくしていくこ とが大事である。これらは単なるお客さんでは なく出資者でもある。もちろん、一般の地域中 小企業・中小業者としても声を大きくしていく ことが大事である。

「最終処理」には、その過程でリストラが強要され、企業閉鎖も起こりうる。製造業・建設業・運輸業・卸小売業などの中小企業労働者も「自分のこと」として受け止め、反撃に立ち上がる必要がある。

地域でこれらの中小企業・中小業者、金融機 関と産業別の中小企業労働者が共同し団結して 立ち上がる条件は十分にある。地域労組があち こちで拡がりつつある状況もある。もう「泣き 寝入り」ではすまされないところに来ているの ではないだろうか。

(こたに こうじ・会員)

国民諸階層の全般的状態悪化と小泉「改革」 一国民的対抗軸構築の課題との関連で一

藤吉 信博

I 国民諸階層の状態悪化の諸特徴

失業率と自殺率の上昇とその相関関係が3つの側面から注目されている。①自殺者数が3年前から3万件を超え史上最悪の状態となっている。②「経済・生活問題」を理由とする自殺の比重がきわめて高くなっている。③日本の自殺率(人口10万人あたりの自殺率)は長年17~20人前後で推移し、欧米諸国と比較すると中位に位置していたが、98年を境に一気に上昇し、「自殺大国」の様相を呈している。自殺者が急増する背景に、大企業の大量首切り・人減らし・リストラ「合理化」、高水準を続ける深刻な中小企業の倒産による高失業時代の雇用と生活の不安、ストレスが反映していることは間違いない。

小泉失政のもとで2001年7月の完全失業率はついに5%、完全失業者は330万人と戦後最悪となった。求職活動は中断しているものの「職があれば働きたい」という潜在失業者を含めた事実上の失業者は750万人で、失業率は10%を超える。失業の実態そのものがきわめて深刻である。失業期間が1年以上の失業者が対前年同月比で1万人も増え、83万人と過去最多を記録した(総務庁「平成13年2月労働力調査特別調査速報」、4月)。同調査は、「非労働力人口」の中に982万人が就業を希望していることを明らかにしている。この数は完全失業者の三倍以上にのぼる。以下にいくつかの具体例を見よう。

1 労働者

1) ホームレス:元建築会社営業部長

埼玉県の建築会社の営業部長タカシさん (58) は、入社以来35年間住宅改築の営業一筋で働き、 この秋、会社の事業縮小にともない解雇された。 バブル絶頂期の年収は3,000万円を越えた。4年 前から注文を取れなくなり、早朝から深夜まで 訪問に歩いたが、昨年から年収はピークの半額 以下の1,300万円になった。今年夏、会社は設計 や施工部門のみに集中し、営業部門を廃止した。 30人の営業部員は若手の社員を除いて、解雇さ れた。以来、東京・新宿駅の西口の地下道路に 寝泊りしている。午前4時には起き、炊き出し をもらう。退職金や貯金は北海道の生家のロー ン返済などにあてた。東京なら仕事が見つかる と思い、借家を引き払い、経験が生かせる建築 会社15社の面接を受けたが、年齢制限のため採 用されず、営業部長の肩書きは使いにくいと敬 遠された。新年には、何とか新しい仕事を見つ け、ホームレスから抜け出したいと考えている。 (朝日新聞、2000年12月2日、勝井善明)

2) ハローワーク新宿:元書籍取次店勤務

田口晃さん(57)は、小さな書籍取次店を約 2年前にリストラされた。政府の緊急雇用対策 で始まった職業訓練制度でパソコンを3ヵ月間 学んだ。「厳しいとはいっても、仕事はどこかに 絶対あるはずだ」と考えていたが、「パソコンの 技術はいまだに生かせない」。この間、家電製品 を分解・洗浄して再生する仕事に8ヵ月間つい た。ここ2ヵ月間は無収入。「この年になると正 社員の求人はない。パートだけだ」。パソコン端 末で検索した3件の求人票の就労条件は、いず れも、週に4日、1日4、5時間就労で、時給 800円~1,000円。1ヵ月10万円にならない。電 話で応募すると「もう締め切った」とか、「あな たで35人目」などといわれる。「私は物事を前向 きに考えるように努める人間ですが、ここから 下を見つめて『飛び降りたら、楽になるだろう な』とつぶやいたという求職者の気持ちがわか

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

る気がする」といった。(しんぶん赤旗、2001年 9月1日)

3) 売り食いで生活をつなぐ青年失業者

Eさん (30) は、大手自動車メーカーの子会 社に就職し、自動車の内外装のデザインを担当 したが、「子会社の制約」からくるストレスに耐 えられず、自己都合退職した。「1ヵ月あれば再 就職できる」と思っていたが現実は厳しい。「職 安でデザイナーの仕事はない。希望条件にあっ た仕事があれば職安から電話がくることになっ ているが、まだ一度もない」。求人情報誌、イン ターネットを使っている。経験を活かせる仕事 は「1ヵ月に1件程度しかない」が10社近く応 募した。失業給付だけでは生活費できないので、 貯金を取り崩している。生活に困って趣味で収 集したCDやレコードをだいぶ売った。大きな買 い物はしなくなったが、月1万円の車のローン が残っている。退職後も社会保険の拠出金を払っ ている。早く正社員の職に就きたい。(『労働運 動』2000年8月号、「探せども探せども職はな し」、小澤薫)

4) 企業のグローバル戦略で翻弄される 青年労働者

従業員650人の製造業に外国から社長が送り込 まれたと思ったら、いまは別の外国企業に買収 され、情報機器分野だけがさらに別の会社に売 却された。「人が余っている」との理由で二交代 制が導入され、①午前6時45分-午後3時半② 午後3時半-午後12時の交代勤務になった。「こ れでは長生きできない。会社は(発注元への) 納期遅れと単価引き下げ、人減らしをいっぺん に『解決』しようとしている」と労働者のAさ ん(30)。「ぼくたちはどこへいくのか。このま まここでやっていけるのだろうか。会社はどう なる…」。不安のなか、転職する人も出ている。 Aさんたちが「将来不安にたいするたたかい」 として始めたのが「定年まで働く会」の結成。 「辞めてなるものか」という意気込み――。職場 に共感が広がっている。(しんぶん赤旗、2000年 6月2日)

5) 娘が発熱しても迎えに行けぬ父親

「A子さんの具合が悪いので、すぐに迎えに来

ていただけますか」。仕事中の父親に電話をし た。小学校二年生のA子は、両親がこの春に離 婚し、父親と二人暮しである。「今、忙しくて学 校へは行けないので、とりあえず保健室で寝か せておいてください。三時になったら、家に帰っ て寝るように言ってください」。ぶっきらぼうな 言葉が返ってきた。その後何度か電話をかけた が、父親が迎えにきたのは午後7時だった。さ すがに恐縮し、すまなさそうに話し始めた。「先 生の言うことはよくわかるし、私も娘のそばに いてやりたい。でもね、先生、やっと仕事に就 けたんですよ。今、研修中だから、子供の病気 ぐらいで早退していたら、また首になってしま うかもしれないんだ」「子供の病気ぐらいとは何 だ」と言い返したくなったが、思わずのみ込ん だ。父親の苦悩が痛いほどわかったからである。 (日本経済新聞、「職員室」166、D、2001年9月

6) 心身障害者扶養共済年金を収入とみなし 身障者の生活保護費を減額

金沢在住の身体障害者手帳一級第一種の重度 の障害者、高真司さん(49)は、母親が積立て ていた石川県心身障害者共済年金2万円を母親 の死後88年1月から受け取った。社会福祉事務 所は、これを収入とみなし、9月以降生活保護 費を2万円減額した。高さんは生活保護費を減 額したのは違法として、市社会福祉事務所長を 相手取り、処分取り消しを求めた訴訟の控訴審 判決が9月11日、名古屋高裁金沢支部であり、 裁判長は、共済年金を収入とみなすべきでない とした一審判決を支持、事務所長側の控訴を廃 却した。裁判長は「共済年金は高さんの自立の ため活用すべきもので、収入とする事務所側の 主張には理由がない。収入とみなさないのは、 共済年金制度の趣旨に沿う」と述べた。(しんぶ ん赤旗、2000年9月12日)

7) 川崎製鉄水島製鉄所掛長の過労死自殺

川崎製鉄水島製鉄所 (岡山県倉敷市) の掛長 (当時41) が自殺したのは長時間労働による、うつ病が原因として、遺族が同社 (本社・神戸市)を相手取り、約1億2550万円の損害賠償を求めた訴訟の広島高裁岡山支部 (前川鉄郎裁判長)

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

での控訴審で2日、和解が成立した。企業側が 責任を認めて和解したのは、電通の社員(当時 24) の過労死自殺をめぐる訴訟で、最高裁が3 月、「企業には過労で社員が心身の健康を損なわ はないようにすべき義務がある」との判断を示 し、東京高裁へ差し戻して6月に和解が成立し たのに次いで2例目。渡辺さんは1991年1月に 掛長に昇進して以来、所定労働時間の約2.3倍に のぼる長時間勤務が続いた。渡辺さんはうつ病 になって同年6月に自殺。今年3月、労働保険 審査会(東京)が渡辺さんの労災を認定し、広 島高裁岡山支部が4月、和解を勧告した。「業務 内容は質量ともに過重ではなかった」「うつ病・ 自殺の原因は業務とは関係ない」としていた川 鉄側は、責任を認める内容の謝罪文を読み上げ たたうえで、同社幹部が滋美さんに直接、頭を 下げ、全面的に責任を認めた。(朝日新聞、2000 年10月2日)

2 中堅稲作農民の自殺

秋田県県北地方のAさん(46)の父親は繁殖牛を経営し、牛舎の改築も行ったが、採算は難しく、本人は認定農家として稲作の規模拡大を行い、大型機械を導入し、負債の返済が困難隣、見通しの立たないまま自殺に至った(「農民」、2001年10月1日)。

中小企業の事例は小谷論文参照のこと。

3 年金生活、介護保険で窮地

福島県内の兼営住宅でひっそり暮らす良枝さん (77) は、100円玉が残っていないかと財布の中を調べるのが習いになった。国民健康保険料を払うためだ。国保税は月平均が1,300円近い。月3万5000円に届かない年金頼みの暮らしには、重く感じられる。食費が2万円、家賃と光熱費が1万5000円、月3回病院にかかって1,600円。これだけでも赤字だ。昨年度の国税を半年遅れで納め終わった8月、追い討ちをかけるように、今年度の第1期分8,400円の督促状が来た。完納しないと滞納処分もある。そんな折、介護保険料の通知が届いた。最初のうちは月に約1000円。10月の年金から天引きされる。(朝日新聞、2000

年9月17日)。

紙数の関係で触れられないが、内閣機密費や外務省機密費横領事件、JCOの放射線被爆事件、 雪印乳業中毒事件、三菱自動車のリコール隠し 事件、裁判官や警官の売春事件、中学生教師の 少女殺害事件など、道徳的退廃現象が次つぎに 引き起こされている。この背景に、政治的にも 経済的にもアメリカに従属し、大企業の利益を 最優先する今日の日本資本主義の歪んだ蓄積様 式があることを指摘しておきたい。

Ⅱ 状態悪化に拍車かける小泉「改革」

自民党・公明党・保守党などの連立政権は、このような労働者・国民の状態悪化を解決する政策・施策を充実・推進するどころか、それと正反対の失業・雇用・生活不安、状態悪化を増大させ、国民に「激痛」を強いることによって、労働者に「替わりはいくらでもいるのだから低賃金・劣悪な労働条件のもとでも黙って働け」とおどし、新しい労働力流動化政策を推進している。小泉「改革」はそれに拍車をかけている。

新しい労働力流動化政策の特徴は、政府・財界が一体となって膨大な構造的失業者群をつくりだし、それを重石に、パート労働者、派遣労働者、契約労働者、在宅労働者など、より劣悪な労働条件を甘受して働くことを強要されている不安定労働者群と正規労働者群を競争させ、成果主義労務管理によって正規労働者群間の競争を激化させ、全体として労働条件・労働コストを切り下げるため、さまざまな法律・諸制度をつくってそれを促進しているところにある。

1 連続的なリストラ促進立法の強行

このことは、大企業が「グローバルな国際競争に勝ち抜くため」と称して強引に強行する未曾有の大量首切り・人減らし・リストラ「合理化」を後押しする労働法制改悪、いわゆる「リストラ促進法」などを、1998年から連続的に労働者・国民諸階層の強い反対にもかかわらず強引に成立させられてきているところに現れている。その主な法律を簡潔に見ておきたい。

第1は労働基準法の抜本改悪(1998年9月)

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

である。労働基準法は1947年4月制定以来30回 改変されてきたが、今回の改悪は労働基準法の 精神ともいうべき労働時間制の原則を根底から 崩壊させようとしたという意味で戦後最悪の抜 本的改悪である。その中心点は、1日の労働時 間は8時間という労働時間制の大原則を骨抜きに する変形労働時間制を導入し、サービス残業を 野放しにする新裁量労働制を導入した。

第2は労働者派遣法の改悪(1999年6月)である。戦後労基法は戦前の口入れ稼業・人転がしを禁止した。その再来であるという労働者、国民の批判を受けたため、労働者派遣法は適用対象を専門的業種に「限定」していたが、その規制を緩和し原則自由にした。

第3は産業再生法の制定(1999年8月)である。この法律は企業の首切り・人減らし・リストラ「合理化」計画を国が税制面などで支援するもので、大企業が労働者を1人減らせば100万円の税金をまけてもらえる制度である。

第4は会社分割法の制定 (2000年4月) である。この法律は大企業が不採算部門の分割 (アウトソーシング) を簡単に行なえるようにし、労働契約継承法とセットで、従来転籍する場合本人同意が義務づけられていたのを、本人の同意なしに行なえるようにした。

第5は雇用保険法の改悪(2000年4月)である。深刻な失業問題が社会問題化し、失業保険の充実・拡充が必要な時期に、定年退職者をも含む60~65歳の離職者の保険給付期間を300日から180日に短縮するなど、給付日数を大幅に短縮した。しかも労働者には4,000億円の負担増となる保険料の引き上げを強行した。

第6は雇用対策法の改悪(2001年4月)である。雇用対策法は本来「完全雇用の達成」を目的にした法律であるが、同法に「円滑な再就職の促進」という考え方を導入し、法律の目的を棚上げしてしまった。

2 小泉不況で大倒産・大失業時代へ突入

これらの悪政に加えて小泉内閣は、さらに労働者にたいする冷酷な政策を強行しようとしている。

第1は小泉首相が「改革の第一の柱」にかかげている「不良債権の最終処理」である。民間のシンクタンクは「不良債権の最終処理」によって、20万~30万社の中小企業が倒産を余儀なくされ、新たに100万人~130万人の失業者が国家の政策によってつくりだされると試算している。

内閣府の「不良債権の処理措置の影響について」と題する報告(2001年6月)は、大手銀行の不良債権処理だけで最大60万2000人の「離職者」が出るとしている。これに、地方銀行の不良債権処理を加えれば100万人以上の失業者が出ることは明らかで、民間シンクタンクの試算とほぼ合致する。日本共産党の志位委員長は、小泉内閣の「不良債権の最終処理」を国家が中小企業の「頭を押さえつけて水の中沈めて」倒産させる政策であると痛烈に批判したが、正にその通りである。

小泉首相は「構造改革」で大量失業者が出るのは「しかたがない」という立場である。経済学者を自任する竹中経済財政相は、口を開けば「市場経済の中で計画経済のように失業者の受け皿を用意することはできない」などといっているが、これはまったくの彼の無知ぶりをさらけ出したものである。「アメリカンメインストリーム」の政策だけが正しいとみなす竹中氏には、欧州で当たり前になっている政策(解雇規制の強化と失業・生活保障の拡充、労働時間短縮による雇用創出、年金制度の拡充など)は目に入らないのである。

3 「解雇自由法」

第2は「解雇の自由」法制化の動きである。 小泉首相は、①解雇ルールを明確にする、②2 年、3年の期限付き雇用の対象を拡大する、を 柱に厚生労働省に「解雇ルール」の法制化に向 けた作業を指示した。小泉首相は厚生労働省の 事務次官ら幹部に「期間を定めた短期雇用や解 雇をしやすくすれば、企業はもっと人を雇うこ とができる」と強調している。これは日経連が 1995年に発表した「新時代の日本的経営」の主 張を新たな法律で推進し、労働者・国民が長年 の裁判闘争などで判例として確立させてきた「整

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

理解雇の四要件」を葬り去ろうとしていること は明らかである。

第3は年金改悪である。小泉内閣は年金「給付の在り方の見直しを含めた給付水準の抑制を中心に」制度を見直す必要があると強調している(6月、財政構造改革部会中間報告)。「給付水準の抑制」とは、労働者が退職後に受け取る年金額を減らすということである。2000年の「年金改定」(年金財政の再計算)では、厚生年金の支給開始年齢を60歳から5年も遅らせ65歳に引き上げるなど、すべての世代にわたって大幅な給付削減を強行したばかりである。またしてと給付削減と負担増を検討するというのである。また、物価上昇に合わせて公的年金の支給額と引き上げる「物価スライド」を「見直す」としている。

小泉内閣の「骨太方針」は、このように現役 労働者はもとより、失業者、年金生活者、中小 企業化など、国民諸階層に対して、生きている 間は搾取・収奪するという冷酷な政策といわね なければならない。

Ⅲ 国民共同の要求課題

このような冷酷な小泉「骨太方針」と対決し、 労働者・国民生活を改善するためには、以下の ような観点からの国民共同の大運動を政治の民 主的転換のたたかいと結合して強化することが 求められているように思われる。

1 憲法制定時の 25 条・27 条を土台に

第1の柱は、憲法に明記された国民の生存権・生活権・労働権確立を、国民共同の運動・政策課題の中心に位置づけることである。憲法第27条第1項は、国民に等しく「勤労の権利」を国家の責任として保障している。この意義を末川博氏は、「いやしくも勤労の権利という以上は、労働をしようとしても現実に労働をする職場を見出すことができぬものがある場合には、対価を得て労働をすることのできる機会を与えるのが国家の責任であって、もしそれを与えることができぬならば、そのものの生活について必要な

費用を支弁するというのでなければならぬ」と 強調されている(末川博編『労働法規全書』、 1947年7月、一灯書房刊)。

憲法の公布は1946年11月であり、施行は47年5月である。当時は敗戦により膨大な失業者群が発生していた。厚生省は、軍事生産停止による失業者群に加え、国内外の軍人・軍属、復員民間人を含め1,324万人の失業者の発生を想定していた。こうした深刻な失業情勢のもとで、国民に等しく「勤労の権利」を国家が保障することは不可能とする議論ともたたかいながら、憲法は第27条に「勤労の権利」をすべての国民に保障することが国家の義務であると明記したのである。

憲法第27条は3つの責任と義務を国家に課している。第1は憲法第25条を前提とする「勤労の権利」権保障である。第2は職業紹介であり、第3は失業者救済である。国家が国民に「勤労の権利」を保障できない場合には、失業者に「対価を得て労働をする機会を与えるのが国家の責任」であり、「職業紹介」の義務を果たすことができない場合には、国家が失業者の「生活について必要な費用を支弁」しなければならない。

憲法第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living) 概念を労働者、国民諸階層の要求内容との関わりで、今日的内容として具体化することがきわめて重要な課題となっている。

2 公的就労事業の原点の今日的重要性

第2の柱は失業・雇用問題である。1960年代以降の歴代自民党・政府は「失業者問題は解決した」として長期にわたって失対事業を消滅させた。いま、失対事業を消滅させた自民党政府の理由が、改めて問い直されなければならない。この点を明確にするために、「完全失業率」の歴史的変化と自民党政府の失業対策(労働力政策)の歴史的変化を概括しよう。

わが国の「完全失業率」の歴史的変化は、①1953年から59年の6年間、53年と57年の1.9%を例外として2%台であった。②「高度成長期」を通じて、60年から75年の15年間は1%台に低下

特 集・小泉「構造改革」と国民生活

し、③「オイルショック」を契機に、76年から94年の18年間は2%台で推移する。④「バブル崩壊」後、95年から97年の2年間は3%台に上昇し、⑤長期不況を反映し、98年から4%台に突入し、⑥小泉内閣の成立後、2001年7月から5%台へと急上昇し、失業問題は新たな局面に突入している。

失業率の歴史的変化の特徴と政府の失業・労働力政策の歴史的変化を重ね合わせて見ると、政府の失業政策の矛盾と破綻が鮮明になる。政府が失業対策を開始するのは1947年である(同年5月に制定された「緊急失業対策法」に基づき失業対策事業が発足する)。政府は失業対策事業を実施する理由として「現存する労働力の需要を大きく超えて全産業的に大量に発生し、長期化する失業に対応するものとして、国が政策的に雇用機会を創出し、そこに失業者を一時的に就労させ、その労働収入によって再就職までの生活の安定を図ろうとする」ことをあげた。

政府は62年(完全失業率1.3%)、福永労働大臣(当時)構想で「高度成長」を反映した失業率の低下を宣伝し、「失業者問題は解決した」として失対事業の見直し方向を打ち出し、63年(同1.3%)に緊急失業対策法を改悪する。70年(同1.1%)の「失業対策問題調査研究会中間報告」は、「高度成長に伴い労働力需給は次第にひっ迫し、労働力不足が本格化しつつある」として、71年(同1.2%)、「積極的労働力政策」に基づき失業保険を雇用保険に改悪した。

政府は、70年報告後5年ごとに見直しを行い「失対研究報告」を出した。80年(同2.0%)を除けば、85年(同2.6%)、94年(同2.9%)といずれも失業率は失対事業打ち切りを決定した水準を上回っている。しかし、政府は失業者59万人、失業率1.1%という70年の認識を踏襲し続け、政府が強調する「失業なき労働移動」下の失業実態と政府認識の乖離はますます増幅し、政府の失業認識と現実との矛盾は限界点を超えている。

小泉内閣も、大量失業者の出現が社会問題している事実を否定することはできないため、「セーフティーネット」の確立やITやサービス部門を中心に530万人の雇用創出などを強調して見

せるが、その本質は「絵に描いた餅」でしかない。小泉首相が常日頃からいうように「不良債権最終処理」による大量失業は日本経済復興上「しかたがない」ものであり、「産みの苦しみ」に過ぎないというきわめて冷酷な政策を変えさせなければならない。

これらのことに関連して、『OECD対日労働報告書』(労働省訳・編、1972年11月)の重大な指摘が想起されなければならない。OECD『報告書』は、日本政府が「失業者問題は解決した」という認識のもとで、失業保険の改悪、失業対策事業廃止の方向を決定づけた、まさにその時期に出されているのである。

『報告書』は、日本政府が年率10%成長を前提としているため、失業問題に対して「根強い楽観主義」「自己満足」に陥っていると痛烈に批判する。「日本と他のOECD諸国との最も大きなちがいは、日本は、深刻な結果を生じる景気変動上の困難を予期していないことである。」「日本人は、西欧諸国において異常に心配されているもの、すなわち、拡大期の終わりに続いて起こる面倒な失業を伴った景気後退については、遠い国のできごとのように考えている。」「委員会はまた、労働力政策実施のための必要な手段は、その必要性が明らかになったその時に一夜漬けでつくりうるものではなく、そのような手段の整備は、その必要性がすぐには明らかでない時にしておくべきものであるということを強調したい。」

この OECD の日本政府批判は千金の重みをもっている。現在、戦後の混乱期という条件を除けば、1947年、政府が「緊急失業対策法」に基づき失業対策事業を起こした時点にも匹敵する大失業時代に、「平時」にもかかわらず突入しているのである。その最大の原因は OECD 『報告書』が指摘する通り、「西欧諸国において異常に心配されている拡大期の終わりに続いて起こる面倒な失業を伴った景気後退について、遠い国のできごとのように考えている」日本政府の失業問題軽視の驚くべき異常さにある。

小泉内閣の異常で冷酷な失業・雇用政策を変えさせるためには、日本共産党が9月10日、「大規模なリストラに反対し雇用を守る国民的たた

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

かいを」呼びかけているように、国民的大運動が必要である。「リストラ攻撃には、何の道理も、根拠もない」ことを明らかにし、「リストラ反対」「雇用を守れ」「失業者の生活を保障せよ」と、職場・地域から切実な声をあげている労働者要求を全国規模に結集する政治的呼びかけとして時官を得たものといわなければならない。

3 全労連の緊急雇用対策

連合総研が6月5日に発表した調査は、3人に一人が自分または家族、友人・知人でこの1年間に倒産や人員整理、解雇、失業の経験をした人が「いる」と回答し、4人に一人が、今後1年間に自分自身が失業する不安を感じている。また、7割以上の労働者が失業後の就職不安、賃金・労働条件・生活水準の低下に対する不安を持っていることが分かる。労働組合はこうした労働者の雇用・失業問題に関する要求を実現させるべきである。その際、9月21日に全労連が政府に提出した「緊急雇用対策に関する要請書」を重視する必要がある。それは以下のようである。

「1、これ以上の失業者を生み出さないため に」では、「①『産業再生法』『会社分割法』の 制定などに見られる、これまでのリストラ支援 をやめ雇用確保重視への姿勢に転換すること。 そのために、発表されている大企業のリストラ・ 人減らし計画のとりやめを指導すること。②労 働時間の短縮で雇用を拡大すること。『所定外労 働削減要綱』(81年8月1日)と厚生労働省『通 達』(2001年4月6日) に沿って長時間の所定外 労働や法律違反の『ただ働き・サービス残業』 の是正、年次有給休暇の取得促進など企業に指 導すること。中小企業の週40時間労働の実現や 新たに雇用拡大する事業主へ援助すること。(こ の項は、『2、新たな雇用創出に向けて』と共有 する)。③『不良債権処理』を理由に、中小企業 を経営困難に追い込むような『融資打ち切り』 や『貸し剥がし』がおこなわれないよう、金融 庁「検査マニュアル」の地域金融機関への画ー 的適応を取りやめるとともに金融機関への指導 を徹底すること。④最高裁判例の『整理解雇の 四要件』をふまえた解雇規制、合併・分割・営業譲渡など企業組織の再編を理由とする解雇や労働条件の不利益変更を行なわないよう企業に指導を強めること。有期雇用契約の対象労働者拡大(5年契約期間)、派遣法・職安法など、さらなる労働法制の『規制緩和』を行なわないこと。パートなど短時間労働者の均等待遇を保証すること。」など4項目を要求している。

2、「新たな雇用創出にむけて」では、「①国の基準に照らしても不足し、日経連なども主張している介護従事者、看護婦、教員、保育士、消防職員などの増員、特別養護老人ホームをはじめとする福祉や教育施設の増改築、安全・防災対策、市街地や公共施設のバリアフリー促進、環境整備など公務・公共部門を中心にして167万人の雇用を創出すること。②長期失業者の増大の下で実施してきた『緊急地域雇用特別交付金』制度を生かし、2002年以降について地方自治体への豊富金の増額、雇用期間の延長、対象業務の拡大などによる『常用雇用に至る間』の就労事業を行なうこと。」など2項目を要求している。

「3、失業者の生活保障と就労確保をはかるために」では、「①全国延長給付の基準を緩和し(雇用保険法第27条適用)、雇用保険給付期間を当面300日間延長すること。②失業期間中は税や社会保険料、教育費の免除、公的機関の信用保証による住宅ローンの繰り延べ措置をおこなうこと。③希望するすべての休職車を対象にするっ職業訓練機会の充実をはかるとともに、受給資格を持たない学卒未就業者・自営業廃業者にも職業訓練期間中の教育訓練給付金を支給すること。④中高年齢層の再就職を促進するために『雇用対策方針』の『年齢制限』を縮小・廃止すること。」など4項目を要求している。

これらの要求を実現していく運動は、大企業が強行する生産拠点の海外移転・産業「空洞化」、地域経済の衰退を防止するなど、大企業の民主的規制、企業の社会的責任を果たさせる国民的共同の要になる課題である。この課題は国政の民主的転換を実現する運動と結合してこそ国民的共同の威力を真に発揮することができるであろう。

(ふじよし のぶひろ・理事)



アメリカの世界戦略と改憲策動

川村 俊夫

◆米世界戦略の新たな段階

アメリカの新たな世界戦略のなかで、日本国 憲法第9条をめぐるたたかいがホットな焦点と なってきた。

ソ連崩壊後、アメリカは唯一の超大国として 世界を支配つづけるため、それまでの「ソ連脅 威論」にかわる軍事同盟強化のための新たな論 理を模索した。その結果が、東の日米安保「再 定義」による新ガイドライン(1997年)となり、 西のNATO新戦略概念(1999年)となった。こ れらは、軍事力を同盟国の共同防衛のためだけ でなく、「周辺地域」の安定のためにも行使する 体制をしいたという共通の特徴をもっている。 アメリカのねらいは、この二つの軍事同盟を柱 に、全世界を軍事的支配下におくことにある。

これは、国連を中心とした世界秩序への公然 たる挑戦にほかならない。もともと国連はその 当初、各国の武力行使をすべて安保理事会の管理下におくことがめざしていた。ところが、国連憲章審議の最終段階で、アメリカは新たに「集団的自衛権」の概念をもちだし、その行使を各国の「固有の権利」とする第51条をねじこんだ。これによってアメリカは、ソ連が拒否権をもつ安保理の承認を得ないでも武力行使をできる道を開いたのである。しかし、それでも、第51条にいう自衛権の行使には、「国連加盟国に対して武力攻撃が発生」した時点から、国連が「必要な措置をとるまでの間」と条件がつけられている。

国連発足後、この集団的自衛権の行使が口実 として使われたのは、アメリカによるレバノン (1958年)、ベトナム(64年~)への、そしてソ 連によるチェコスロバキア (68年)、アフガニスタン (79年) への武力干渉である。結局、51条は大国による侵略行為「合理化」の道具となってきた。ところが、唯一の超大国となったアメリカは、こうした集団的自衛権行使という口実すら使わず、自由に他国の内政に武力で介入・干渉しようというのである。

◆新ガイドライン具体化と憲法の矛盾

NATO「新戦略概念」はユーゴ空爆によってすでに実行に移されている。日本では新ガイドライン具体化のために、1999年に戦争法(周辺事態法)が強行され、これにもとづく日米共同演習や米艦船の寄港が激増しているが、それはあくまでも第一歩である。

なぜなら、「集団的自衛権の行使は憲法第9条のもとでは許されない」との制約がいぜんとしてつきまとっているからである。そのため、戦争法においては、戦闘する米軍にたいし、自衛隊が武器・弾薬・食糧の輸送・補給などの支援をすることを定めたが、政府はそれらの支援は、①「後方地域」において、②武力行使と一体にならないようにおこなうとせざるを得なかった。戦争法はまた、自治体や民間を米軍の戦争に動員することを定めたが、「戦時体制」を想定しない憲法のもとで、それはあくまでも「協力の依頼」であり、あからさまに強制力をもたせることはできなかった。

しかしアメリカが求めているのは、日米同盟を西のNATOに匹敵する攻撃型の軍事同盟にすることである。戦争法をそうしたアメリカの方針にそって実効性あるものとするためには、日本政府が憲法の制約を口実に公然と集団的自衛

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

権の行使することや、自治体や民間を強制力を もって動員することをためらう状況を放置しつ づけるわけにはいかない。

こうして集団的自衛権解禁に向けたアメリカの圧力が強められることになった。その公然たるあらわれは、昨年十月、アーミテージ元国防次官補やナイ元国務次官補らがまとめた米国防大学国家戦略研究所報告「成熟したパートナーシップに向けて」である。そこでは、「集団的自衛権を日本が禁じていることは、同盟関係にとっての制約となっている。この禁止が解かれれば、より緊密で効果的な安全保障協力が可能になる」として、「防衛への誓約の確認」「ガイドラインの誠実な実行一有事立法の成立」などを迫っている。

◆明文、解釈の両面から9条攻撃

アーミテージ氏は今年1月訪米した自民党の 山崎拓、中谷元両議員にこれらの実行を迫った。 これにたいし、山崎氏は「集団的自衛権の行使 は限定的に行われるべき」と、「限定的」といい ながら、これに応ずることを約束した。その後、 アーミテージ氏がブッシュ政権の国務副長官に、 山崎氏と中谷氏は小泉総裁・総理のもとでそれ ぞれ幹事長、防衛庁長官となったのは偶然とい えまい。

こうして日本国内でも、3月の自民党国防部会報告「わが国の安全保障政策と日米同盟」、4月の経済同友会提言「平和と繁栄の21世紀をめざして」など、有事法制定や集団的自衛権の行使を主張する動きが強まっている。

これまで「違憲」とされてきた集団的自衛権の行使を「合憲」とするには、憲法を変えるしかないと考えるのが常識である。しかし、戦争法強行直後の2000年1月に国会に設置された憲法調査会は、広範な国民の反対を恐れて、「憲法について広範かつ総合的に調査」し、5年をメドに議長に報告書を提出することにその任務を限定せざるをえなかった。もちろん、調査会の発足直後から「3年間論議し、残り2年で改憲

案作成」などと、これを改憲の足がかりにしようとする企てがつづき、前出の経済同友会提言などは、「(調査会の動きは)激動する世界の動きに比していかにも遅」いとして、「2005年までには憲法改正に必要な手続がとれるよう、調査期間を3年に短縮する」必要があるなどと檄を飛ばしている。しかし、広範な世論はそうした企てが軌道に乗ることを許してはいない。

こうした状況のもとで、自民党国防部会や経済同友会などは明文改憲をめざしつつも、当面は集団的自衛権の行使は許されないとする従来の政府の憲法解釈を変更することもあわせて追求しようとする動きが広がっている。自民党の山崎幹事長が、「本来なら憲法を改正すべきだが、その時期が到来するまでの間、国会の決議によって一定の範囲で集団的自衛権の行使を認めるようにしたらどうか」と質問し、「憲法を改正した方が望ましい」述べてきた小泉首相が、「それも一つの考え」と応じるなどがそれである(5月9日、衆院本会議)。

これまで集団的自衛権の行使は認められないとしてきた公明党も、「政策的判断で状況が変われば、(解釈を)を変えることができるはずだ」(益田洋介参院議員、6月7日、外交防衛委)と、与党の協調を優先する方向に軸足を移しつつある。野党の民主党も、鳩山代表らが集団的自衛権の行使は、「憲法の中でしっかりうたった方がいい」と述べているが、もともと集団的自衛権の行使は日本国憲法のもとで認められているという立場である。

◆多面的に進行する具体化への動き

自民党国防部会は集団的自衛権行使を可能とするには、改憲のほかに政府の憲法解釈変更、国会決議、新規立法の4つ方法があるとし、新規立法(国家安全保障基本法)についての検討を5月から開始している。もちろん、その実現も容易ではない。そこで、国連平和維持活動の本体業務(PKF)の凍結解除、多国籍軍後方支援法の制定など「予想される政治的困難が少な

国際 · 国内動向

い」順におこなうべきとの主張もある (防衛戦略研究会報告)。

有事法制については、97年9月、「日米ガイドラインの実効性確保に関する関係省庁局長等会議」が発足し、再編前のほとんど省庁の局長が集まり、それぞれが関係する分野でどのような有事法制が必要かの洗い出しがおこなわれた。たとえば米軍傷病兵らのための医療法の検討(厚生省)、米軍が必要とする要員確保のための職安法の検討(労働省)などである。これらが、80年代の防衛庁における有事法制の研究と異なる点は、「米軍の行動にかかわる法制であり…日米安保体制の円滑・効果的な運用から極めて重要」(河野外相・当時、3月1日、衆院予算分科会)としておこなわれていることである。

そして昨年3月、自民、自由、公明の与党3党が有事法制の立法化について合意し、小泉内閣がその尊重を表明したことを受けて、5月から防衛庁の十数人のグループによる検討作業が開始され、早ければ秋の臨時国会にも「基本的考え方」を示すことになるという。

●「戦争をする国」づくり

こうして自衛隊が戦場に赴くことが現実味を おびつつあるなかで、小泉首相は「自衛隊に対 して政治としても、国民が敬意をもって接する ことができるな環境を整えることは大変大事な こと」(5月11日、参院本会議)との強調もおこ なっている。そして通常国会の会期末には、議 員立法ではあるが、「防衛庁」を「防衛省」に、 「防衛庁長官」を「防衛大臣」にする防衛省設置 法案が国会に提出され、継続審議になっている。 現在、防衛庁は内閣府の外局であるため、法律 や政令の制定・改廃、予算の要求・執行などは 内閣総理大臣をつうじてしか閣議に諮れない状 況にある。これを改め、軍事・安全保障問題に ついての国家機構のなかでの位置を高めるのが そのねらいである。

こうした一連の動きをみれば、小泉首相が国内はもとよりアジア諸国の抗議を押し切ってA

級戦犯を含む戦死者を祀る靖国神社への参拝を 強行したり、侵略戦争を美化する『新しい歴史 教科書』を擁護しつづけた意味も理解できよう。 歴史認識のアナクロニズムと、自主性のかけら もない対米従属の奇妙な結合によって、日本を 「戦争する国」にしたてあげようとする姿が浮か びあがっている。

しかし、靖国問題、教科書問題をめぐって展開された日本国民、アジア諸国民の反撃は、小泉首相の思惑を大きく超えるものであったといえよう。そのエネルギーは、世界に誇るべき日本国憲法の平和と民主主義の原則を根底からつき崩そうとしている小泉内閣の前に大きくたちはだかるに違いない。

【追記】 本稿執筆直後にアメリカで同時多発 テロが発生した。どんな政治的・宗教的信条に もとづこうとも許されない犯罪行為である。し かし、アメリカが武力報復をおこなうことも国 際法、国連憲章の原則を踏みにじる行為といわ ねばならない。

同時に重大なのは、小泉内閣がブッシュ政権 の武力報復を全面的に支持し、その支援をりう じて、本稿で述べた「戦争をする国」づくりる。 一気におしすすめようとしていることである。 たとえば、与党3党がまとめた支援策では、とと 療、輸送・補給のために自衛隊を派遣するとしているが、これを、周辺事態法で定めた「日 週辺」地域をはるかに越え、他国の領域で、し かも米軍と一体となっておこなおうとしている。 集団的自衛権の行使そのものとは言わざるを得 ない。また、在日米軍基地を自衛隊が警備する ことも含まれているが、それは自衛隊の設置目 的を公然と変更し、その対米従属性をさらに鮮 明にすることにほかならない。

憲法第9条擁護の世論と共同を広げることが、 これまでにもまして切実な課題となっている(9 月26日記)。

(かわむら としお・憲法会議事務局長)

フランスとスウェーデンの生活時間比較

三富 紀敬

多くのヨーロッパ諸国は、生活時間調査を実施している。ここでは、フランスとスウェーデンの比較的新しい調査結果を較べながら、両国における生活時間の性別の特徴について紹介したいと思う。生活時間について特徴づけるためにも、まずは、両国における労働市場の主な特徴のいくつかについて示しておこう。

フランスとスウェーデンは、最近20年ほどの間に他の先進諸国と同じように第3次産業雇用の増加と第2次産業雇用の減少、失業の増加などを経験する。両国には、こうした類似性にもかかわらず見落とすわけにいかない相違もある。

スウェーデンの労働力率は、男女で共に高く、両者の水準は、男性79パーセント、女性74パーセント (98年)のように著しく接近している。これに対してフランスでは、男性74パーセント、女性61パーセント (98年)に示されるように13ポイントとやや大きな開きがある。

男女の労働力率を年齢階層別にみると、両国の類似性を確かめることができる。すなわち、家族形成期に労働市場から一度退き、育児負担の軽くなる時期に再び働き始めるパターン [M字型の労働力率カーブ]は、両国とも1960年代に姿を消す。これは、既婚女性の労働市場における行動が変化したことによる。しかし、こうした類似にもかかわらず無視しえない相違もある。女性の労働力率は、スウェーデンでは教育機関にこれまでよりも長く在籍する若年者を唯一の例外として、全ての年齢階層において上昇する。これに対してフランス女性の労働力率は、中年女性について上昇を記録するにとどまる。

ライフサイクルのある時期にパートタイムに 転換したり、あるいは休職したりすることは、 スウェーデンの法制度に認められる。労働者は、 仕事と家庭とのあつれきをより柔軟に管理する ことができる。総じてスウェーデンでは、家族 責任が労働市場への参入に大きな負荷となるこ とはない。これは、男性とならんで女性につい てもしかりである。なんとなればパートタイム への自発的な転換などによりながら実労働時間 の個別的な短縮が可能だからである。非常に多 くのスウエーデン人は、最初の子供が産まれる までフルタイムで働き、両親休暇の終了したの ちにしばしばパートタイムの形態の下に復職す る。子供が学校に入る頃にふたたびフルタイム を選択して、労働時間を長くする。パートタイ ムは、ライフサイクルの一時期において自発的 に選択されるのである。他方、フランスの事情 は異なる。フランスでは、パートタイム化の促 進政策が90年代における失業の増加の中で雇用 「創出」策の一環に位置ずけられる。雇い主は、 パートタイム雇用に関する社会保険料の軽減措 置に誘導されてパートタイムの求人を増やす。 フランスのパートタイムは、スウェーデンとは 明らかに異なり正常な雇用形態として評価され るとは限らない。

かくして両国の労働市場は、その共通性にもかかわらず無視しえない相違をもつ。ライフサイクルの一時期における労働時間の自発的な変更は、スウェーデンに広く認められ、これが、仕事と家庭とのより良い両立を可能にする。フランスはといえば、少なくとも民間の労働者についてそうではない。両国のこの相違は、当然のことながら生活時間のちがいとしても現れる。

性による分業は、両国における経済的社会的な相違にもかかわらず、共通に確かめられる。両国における夫婦の生活時間を調べてみると、妻は、夫に較べると家事により多くの時間を割き、仕事に相対的に少ない時間を充てる。まずフランスについていえば、週当たりの家事時間は、妻29時間36分に対して夫14時間08分、同じく仕事時間は、それぞれ19時間26分、34時間19

表 夫婦の生活時間と妻の分割割合

(単位:時間:分、%)

	仕事時間		家事時間		保育介護時間		· ====	
	実数 (A)	女性の 分割割合 (B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
フランス 1896年 1998年	55 : 03 53 : 45	33 36	44:49 43:44	74 68	7:52 7:25	74 69	108 : 50 106 : 15	53. 4 51. 6
スウェーデン 1984年 1993年	52:45 55:52	37 40	42:32 39:59	64 59	9:53 8:44	59 60	105:58 106:36	50. 0 48. 8

(資料) INSEE, Enquete sur emploi de temps de 1986 et 1998-99, France, et Department of Economics, Household market and non-market activities de 1984 et 1993, Suede, Dominique Anxo, Lennart Flood et Yusuf Kocoglu, Une comparaison des menages francais et suedois, Problemes economiques, No. 2716,6 juin 2001より借用。

(注) 18-64歳の夫婦(有業者及び無業者)を対象にする。実数は、夫婦による時間の合計である。保育介護時間の多くは、保育に充てられた時間であるが、高齢者などの他の家族人員への介護の時間も含む。

分である (98年)。また、スウェーデンでも、家事時間は、妻23時間41分に対して夫15時間18分、同じく仕事時間は、順に22時間04分、33時間48分である (93年)。このように家事労働への妻の貢献は、夫のそれをはつきりと上回る。両国において妻は、報酬を伴う仕事よりも無償の家事労働により多くの時間を割く。妻の家事時間と仕事時間の差はフランスで特に大きく、週10時間を超す。

仕事と家事の性による分担が最近10年ほどの 間に是正されてきたことは、確かである。家事 時間は、フランスの妻についていえば86年の33 時間07分から98年の29時間36分へと3時間31分 の短縮である。これに対して夫のそれは、おな じ期間に11時間42分から14時間08分へと2時間 26分の延長である。事情は、スウェーデンも同 じである。妻の家事時間は、84年の27時間10分 から93年の23時間41分へと3時間29分の短縮を 記録する。他方、夫のそれは、同じ期間に15時 間22分から16時間18分へと56分の延長である。 これらの結果は、妻の担う家事時間の割合のは つきりとした低下である。表に見る通りである。 妻による家事分担の比率は、表に示すようにス ウェーデンについて低く、フランスについて相 対的にしろ高い。

夫婦の仕事時間は、いかがであろうか。妻の 仕事時間は、両国ともに延長傾向にある。男性 の仕事時間が短縮の傾向を辿るのとは、対照的 である。このために妻の担う仕事時間の割合は、 前出の表に示すように両国とも上昇を記録する。 スウェーデンにおける妻の仕事時間比率が相対 的にしろ高いことも、表に示す通りである。

仕事と家事の性による分担は、こうしてみるとフランスにおいて強い。スウェーデンにおいても性による分担を確かに認めることができるものの、フランスに較べるならばより平等な関係にあるといえよう。

この相違は、両国における制度的・経済的及び社会的な環境の違いから説明することができる。たとえばライフサイクルの一時期におけるパートタイムの自発的な選択や両親休暇による雇用と所得の保証というべきスウェーデンの制度は、仕事と家事の夫婦によるより平等な分担関係を築き上げるうえでかけがえのないまさしく財産である。

子供の存在は、性による不平等を強める傾向にあり、これは、フランスとスウェーデンの両国に認められる。しかし、性による分担への子供の否定的な影響は、少なくともスウェーデンでは3歳未満の子供に限られる。スウェーデン

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

政府は、これに対応するために父親による両親 休暇がさらに広がるよう努力を続けている。ス ウェーデンの父親のおよそ80パーセントは、こ の休暇の権利を享受する。しかし、休暇の日数 は短く、母親による休暇の日数をはるかに下回 る。

フランスでも、スウェーデンの経験が生かさ

れてしかるべきであると思われる。両親休暇の 導入とこれによる雇用ならびに所得の保証は、 仕事と家事の性による分担をより平等な方向に 導く。3歳未満の子供の保育を充実することも、 夫婦のより平等な関係を築く上で欠かすわけに 行かない政策課題である。

(みとみ きよし・常任理事・静岡大学)

アメリカ・サービス部門雇用増加の実態と日・米比較 ——民間サービス産業雇用吸収力の限界——

飯盛 信男

経済財政諮問会議答申『骨太の方針』は今後5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標に掲げ、その実現のために今後3年以内の不良債権問題最終処理を説く。そして、それによって生ずる大量の雇用喪失に対しては、今後5年間にサービス部門を中心に530万人の雇用創出が可能である、と説いている。小論では、『骨太の方針』がモデルとしているアメリカでのサービス部門雇用増加の実態をとらえ、日・米比較をとおして、わが国では雇用安定化のためにはまず公共サービス部門の抜本的拡充が不可欠であることを強調する。

(一) 米国サービス産業の展開と実態

米国の製造業雇用は70年代以降2千万人前後で横ばいとなっており、60年代までは1/4を超えていた製造業雇用比率は80年代半ばには2割を切り、2000年には15%に低下している。米国で産業空洞化が本格化した80年代以降における製造業の比重低下とサービス産業拡大の推移をみてみよう。米国の就業者総数は80年9,930万人から2000年1億3,521万人へこの20年間に3,591万人増加したのであるが、製造業はこの間2,194万人から1,944万人へ200万人減少しており、雇用吸収の受け皿はサービス産業(2,079万人増、2,875万人→4,954万人)と小売業飲食店(614万人増、

1,627万人 \rightarrow 2,241万人)が主役であった。小売業・飲食店ではディスカンウント・ストアと外食チェーン店での増加が中心であり、サービス業では公共サービスでの増加 $(1,074万人増、1,728万人<math>\rightarrow$ 2,802万人)と対企業サービスでの増加 $(785万人増、658万人<math>\rightarrow$ 1,443万人)が中心であった (Employment and Earnings)。

80年代以降の米国では製造業雇用が停滞・縮小するなか、教育・医療・福祉など公共サービスが最大の雇用吸収の受け皿となった。これにつぐ雇用吸収の受け皿となった対企業サービスは、アウトソーシングの担い手としてコスト削減に貢献したのであり、さらに小売業・外食産業は大量の低賃金雇用をつくりだした。対企業サービスもその多くは低賃金雇用の分野である。なお3分野の雇用増を80年代と90年代に区分してみると、公共サービスは80年代469万人増から90年代605万人増へと90年代に増加がいっそう大となっているのに対し、対企業サービスは80年代432万人増・90年代353万人増、小売外食産業は80年代368万人増・90年代246万人増と、90年代の増加は80年代よりも少なくなっている。

米国サービス部門雇用の推移を業種別にたちいってみてみよう〈表 1〉。90年代に好況が持続した米国では家計消費も順調に拡大し、余暇関連サービスは90年代前半・後半をとおして82万

国際 · 国内動向

〈表1〉米国サービス業の就業者数推移 単位:万人

	1990年	1995年	2000年
洗濯理容葬儀業他 家事サービス	188 104	192 97	203 89
(生活関連サービス小計)	292	289	292
ホテルその他宿泊所 娯楽レクレーション	182 153	150 224	159 258
(余暇関連サービス小計)	335	374	417
広告業 住居ビルサービス 人材派遣 コンピュータ・サービス 警備・探偵 自動車サービス その他ビジネスサービス 法律サービス 工学・経営サービス	28 83 71 81 38 146 304 122 217	27 83 85 114 51 146 248 133 289	28 86 106 250 57 163 276 136 341
(企業関連サービス小計)	1090	1176	1443
医療保健 教育 社会事業 宗教・各種団体他	937 863 224 173	1093 942 298 211	1160 1109 352 181
(公共サービス小計)	2197	2544	2802
サービス業計	3914	4383	4954
全産業	11879	12490	13521
製造業	2135	2049	1994

Employment and Earningsによる

〈表2〉わが国サービス業の就業者数推移 単位:万人

	1990年	1995年	2000年
洗濯理容葬儀業 その他生活関連サービス	104 37	110 37	108 45
(生活関連サービス小計)	141	147	152
旅館その他宿泊所 娯楽業、映画、放送業 個人教授所・獣医業	68 82 50	82 98 58	66 95 57
(余暇関連サービス小計)	200	238	218
駐車場・自動車整備・修理 物品賃貸業 情報サービス調査・広告業 専門サービス 協同組合 その他事業サービス	65 23 77 125 42 129	69 28 86 141 39 159	68 27 110 141 38 216
(企業関連サービス小計)	462	522	599
廃棄物処理 医療・保健 社会保険社会福祉 教育・学術研究 宗教・各種団体・その他	19 226 68 227 47	22 265 91 231 48	26 292 124 226 46
(公共サービス小計)	587	658	715
サービス業計	1389	1565	1684
全産業	6173	6390	6289
製造業	1454	1338	1233

[「]国勢調査」による。

人の増加(335万人→417万人)となった。なお2000年の娯楽レクレーション雇用417万人のうち映画業が69万人を占めており、これは日本(6万人)の10倍以上である。米国の映画産業は世界の映画市場を支配する輸出産業である。企業関連サービスは、90年代前半86万人増から後半267万人増(1,090万人→1,176万人→1,443万人)へと成長が加速しており、とりわけコンピュータ・サービスと工学・経営サービスでの雇用増が顕著である。

コンピュータ・サービス就業者は95年114万人 から97年154万人、98年178万人、99年208万人、 00年250万人へと加速的に増加した。これがバブ ルによるものであったことは今後の展開によっ て明らかとなろう。工学・経営サービスは、工 学・建築サービス、会計監査税務サービス、研 究検査サービス、経営広報サービスからなり、 日本の専門サービスにあたるものであるが、00 年341万人のうち経営広報サービスが102万人を 占めている。これはわが国の経営コンサルタン トにあたるものであるが、リストラされた管理 職がつくった小企業が多く含まれていることを 指摘しておく。97年County Business Patterns によれば、経営・広報サービス事業所11.1万の うち8.1万は雇用者4人以下のオフィスである。 またコンピュータ・サービスでも小企業の開業 が顕著であり事業所数10.6万のうち7.1万は4人 以下である。

なお、米国では法律サービス就業者が136万人にたっしているが、日本では弁護士・司法書士事務所を合わせても8万人にとどまっており、両国の社会風土のちがいが現れている。また、その他ビジネス・サービスにはクレジット集計報告のように米国独特の業種もある。これはJ.B.ショア『浪費するアメリカ人』(2000年)が描いた家計浪費のクレジット依存の高さを背景として成立する業種である。なお、人材派遣業雇用は〈表1〉の個人対象調査では106万人となっているが、これは派遣会社勤務を本業とする常雇型のみである。登録型をも含む人材派遣

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)

業雇用の総数は事業所対象調査では384万人(00年)に及んでいる。最後に、公共サービス部門、その中心をなす医療保健、教育、社会事業の雇用は90年代前半・後半をとおして順調に増加している。

米国サービス業の賃金水準をみてみよう。米 国の民間部門・時間あたり賃金(99年)は全産 業13.24ドルであるが、高賃金の分野は鉱業17.04 ドル、建設17.13ドル、運輸通信公益15.67ドル、 金融保険不動産14.61ドル、卸売14.59ドルであ り、小売業9.08ドルが低賃金分野、製造業13.91 ドル、サービス業13.38ドルは中位の分野となっ ている (Employment and Earnings)。サー ビス業は高賃金の専門職分野と低賃金の単純労 働分野に両極化しており、高賃金の分野は広告 18.58ドル、コンピュータ・サービス22.34ドル、 映画15.69ドル、工学経営サービス18.51ドル、法 律サービス19.00ドル、病院15.97ドル、診療所 14.85ドルとなっている。低賃金の分野は宿泊業 9.22ドル、クリーニング8.76ドル、美容9.81ドル、 人材派遣10.57ドル、自動車サービス11.48ドル、 娯楽レクレーション9.81ドル、看護施設10.18ド ル、ホームヘルスケア12.01ドル、社会事業9.59 ドルである。

すなわち、生活関連サービスは低賃金分野、 余暇関連サービスは映画業を除けば低賃金分野 であり、企業関連サービス雇用のうち半分は高 賃金分野、残りの半分は低賃金分野ということ になる。また、民間サービス産業はパート比率 も高い。雇用者に占める週34時間以下勤務者の 比率 (00年) は商業31.4%が最も高いが、サー ビス業でも26.4%であり、全産業22.2%を上回 る。小売業、外食産業、民間サービス業での低 賃金分野の肥大化が米国の賃金水準を引下げる 役割をはたしたこととはすでに多くの論者に よって指摘されていることである。さらに、80 年代後半から盛んとなった専門職・管理職のリ ストラの結果として、自宅をオフィスとする SOHO事業者がビジネス・コンサルタント、コ ンピュータ・サービスを中心に急増した。サラ

リーマンのサイドビジネスをも含めれば現在の 米国のSOHO事業者は1,000万にたっするとされ ている(中小企業事業団『米国におけるSOHO 市場の現状』)。米国サービス業における自営業 の増加とその実態については、すでに拙著『経 済再生とサービス産業』(九大出版社、2001年) で検討を試みているが、それは雇用情勢悪化の 結果という一面ももっている。

(二) わが国サービス産業の展開と日・米 比較

好況のなかサービス産業の順調な成長が続い た米国とは対照的に、わが国では長期不況のな か90年代後半から余暇関連サービスの停滞そし て企業関連サービスでも二極化が現れている〈表 2〉。わが国の余暇関連サービスは90年代前半に はホテル、パチンコ店、ゴルフ場、学習塾など を中心にかなりの増加がみられたが、同後半に は家計消費停滞により減少に転じた。生活関連 の洗濯理容浴場も90年代後半には減少に転じ、 運転代行業などが伸びただけである。企業関連 サービスは90年代をとおして順調な増加が続い ているが業種別にみれば明暗が分れている。90 年代前半には協同組合以外のすべての業種で増 加がみられたのであるが、同後半には増加が続 いたのは情報サービス調査広告業とその他事業 サービス (ビルメン、警備、人材派遣他) だけ であり、それ以外は横ばいもしくは減少となっ ている。

順調な成長をたどった情報サービス、ビルメン、警備業、人材派遣業は業務外注化の進展により不況下でも成長をたどった。これに対し、弁護士、司法書士、税理士、建築士、デザイナー、コンサルタント、通訳など高度の資格・知識・技術を要する専門サービス(自営・小企業が主)は90年代後半は横ばい状況となっている。また、公共サービスは90年代をとおして成長を続けたが、同後半に至って医療・福祉の順調な成長と教育部門の停滞が対照的となっている。これは一方での高齢化・他方での少子化を

国際。国内動向

反映したものである。

この10年間における 日・米の産業別就業者数 推移を比較してみよう 〈表3〉。わが国の就業人 口は90年代前半に217万 人増加したが同後半には 101万人の減少であり、こ の10年間でわずか116万 人増・2%増加にとと国地 る。これに対し、米国地 90年代前半611万人増であり、この10年間で1,642 万人増・14%の大幅増加 である。製造業就業者は、

〈表3〉サービス業雇用の日・米比較 単位:万人

(日本)

	1990年		1995年	₁	2000年	構成比	90-2000 年増減
全産業	6173	+217	6390	$-101 \\ -105 \\ +119$	6289	(100. 0)	+116
製造業	1454	-116	1338		1233	(19. 6)	-221
サービス業	1389	+176	1565		1684	(26. 8)	+295
生活関連サービス	141	+ 6	147	+ 5	152	(2. 4)	+ 11
余暇関連サービス	200	+ 38	238	- 20	218	(3. 5)	+ 18
企業関連サービス	462	+ 60	522	+ 77	599	(9. 5)	+137
公共サービス	587	+ 71	658	+ 57	715	(11. 4)	+128

(사)

			(/(=1/				
	1990年	, ——	1995年		2000年	構成比	90-2000 年増減
全産業	11879	+611	12490	+1031	13521	(100.0)	+1642
製造業	2135	- 86	2049	- 55	1994	(14.7)	- 141
サービス業	3914	+469	4383	+571	4954	(36.6)	+1040
生活関連サービス	292	- 3	289	+ 3	292	(2.2)	± 0
余暇関連サービス	335	+ 39	374	+ 43	417	(3.1)	+ 82
企業関連サービス	1090	+ 86	1176	+267	1443	(10.7)	+353
公共サービス	2197	+347	2544	+258	2802	(20.7)	+605

海外移転と輸入増により日・米とも減少しているが、わが国は減少幅がヨリ大である。この間最大の雇用吸収の受け皿となったサービス業は、米国では1040万人の大幅増加であるのに、日本では295万人増にとどまる。たちいってみれば、米国では公共サービスの605万人増が最大であり、企業関連サービスの353万人増がこれにつぐ。日本では企業関連サービスの137万人増と公共サービスの128万人増が並んでいる。余暇関連サービスは米国では順調に増加し、日本では90年代後半には減少に転じている。

2000年の産業別就業者数構成比を比較するとサービス業計で日本27%、米国37%であり、10%の差がある。そのうち生活関連サービス、余暇関連サービスのウェイトは日・米間の差はなく、企業関連サービスでもウェイトの差はわずかである。日・米間で大きな差がみられるのは公共サービスであり、そのウェイトは日本11%に対し米国21%とほぼ倍の格差がある。製造業雇用が縮小するなかで米国で順調な雇用拡大がすすみ失業率低下が達成されたのは第一に公共サービス部門の拡大による。米国では公共サービスのウェイトは70年に15%ともともと高く、公共サービス部門のウェイトの高さが雇用面で

の社会的安定装置の役割を担ってきた、とみることができる。80年代以降製造業の比重低下がすすんだイギリス、フランスなどについても同様のことが指摘できる。日本の公共サービス就業者のウェイトを米国並みに引上げれば500万人以上の雇用拡大がすすむこととなる。

(いさがい のぶお・会員・佐賀大学)

次号No.45 (2002年冬季号) の 主な内容(予定)

・巻頭論文=激動する国際的政治経済情勢の特徴と 日本の位置

(特集) =小泉「構造改革」に対峙する 国民的共同を

(国際・国内動向)

(書評)・(新刊紹介)

(表題は仮題・内容は変更されることがあります。発行予定日 2001年12月15日)

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)



はじめに

20世紀初頭、マックス・ウェーバーは、彼が 生きた「現代社会」、彼が普遍的官僚制化の時代 と定義した、「人間の非人間化」が進行する「現 代社会」の閉塞感を「出口のない時代」という 言葉で表した。20世紀後半、アラン・トゥレー ヌは「現代が直面している主要な社会問題は搾 取から疎外に移った」と発言した。それから更 なる歳月を経た現在、我々の日々の生活は「疎 外」から無縁であろうか。「疎外」されているこ との認識自体が弱められる状況下にあるとはい えまいか。トゥレーヌが主張したように「搾取」 とその結果としての「貧困」は過去のものになっ たか。否、「北と南」の格差のみならず、豊かと いわれる「北」における格差も解決されていな い。日々、教壇から若者たちに接する教員の一 人として、ペシミスティックになるまい、展望 を示そうと心しつつも、ウェーバーの「出口の ない時代」という表現がより深刻化した如くに も見える21世紀初頭の時点にあって、試行錯誤 の日々である。そのような時に『新・人間性の 危機と再生』が刊行された。

本書は、関西を中心に活躍する10名の社会科学者たちの合作である。本書のキーワードは「人間性の危機と再生」、1988年に刊行された同名の書『人間性の危機と再生』の反省を踏まえ、以下のコンセンサスのもとに執筆された。

- 1.「人間性の危機」の一般的性格の共通認識に立ち、戦後50年余の変容と現局面の把握をとおして、「人間性」をキーワードにしたとき、現代社会はいかなる歴史的位相にあるかを明らかにする。
- 2. 人間性一般を論じるのではなく、人間性の形成や現状と深く関わる諸領域(具体的には、

飯田哲也・中川順子・浜岡政好編著 『新・人間性の 危機と再生』

布施 晶子

暮らし、子ども、愛と性、病理、夫-妻関係、都市計画、地域社会、熟年の職場、老い)ごとの具体的な認識から追い上げるアプローチをとる。

3. 問題状況のマイナス面とともにプラス面にも着目、現状打開に向けての萌芽を探り、「人間性の再生」の方向性を提示する。

本書を通読して、今更ながらに、いま私たちが置かれている状況の厳しさ (人間性の危機)に思いを致した。各論の執筆者のそれぞれが、上記のコンセンサスを共有し、問題状況を克服する手だてや方向性 (人間性の再生)について、飾らない言葉で展開している姿勢に共感するところが大であった。と同時に、このマンモスのように巨大でアメーバのように融通無碍の現代社会における「人間性の危機」の構造的な把握と「再生」へ向けて海図を展開することの難しさを、今更ながらに思い知らされむした。

全体の構成

紙幅の関係があり、各章の骨子について紹介できないのが残念である。本書は11章からなり、序章「人間性の危機としての問題状況」(飯田哲也)の総論的展開に続き、以下、第1章「「豊かな社会」の揺らぎと貧困の新しいかたち」(浜岡政好)、第2章「現代における受と性」(松村尚子)、第4章「日常世界におけるっと性」(松村尚子)、第5章「現代の夫一妻関係」(中川順子)、第6章「都市計画から参加のまちづくりへ」(乾亨)、第7章「地域社会の多様性の喪失と再生」(河原晶子)、第8章「現代熟年の職場問題」(長沢孝司)、第9章「「老い」の変貌と再生」(高橋正人)と各論部分が続き、最後に、終章「日本社会と人間性の再生」(飯田哲也)にお

書評

いて総括を行う構成をとっている。総論にせよ、各論部分にせよ、それぞれが著書としての展開が必要なほどの重要な論点を抱えており、限られた紙幅のなかでの展開に苦労されたであろうことが随所に伺われた。にも関わらず、例えば環境問題、若年層における失業者の滞留状況、マス・メディアにみる文化的貧困といったテーマもまた、今日、我々が「人間性」について語るとき欠かせない。何よりも今日の「人間性」のありようと深く関わる政治=経済体制の展望、国家のありよう(汚職を許す仕組みも含めて)もまた避けてはとおれない。その意味では、章立てにおいて、いま少し取捨選択、統廃合の工夫がなされると、より構造的に「人間性の危機」に迫れたのではないかと考えた。

「人間性の再生」について

今春、芝田進午さんが亡くなられた。偲ぶ会の案内状を前に、改めて人間の幸福を願うすべての人びとにとって、まず生命が基本であり、その生命を擁護することが共通の目的であることを明示し、「生命の権利」の延長線上に科学中究を位置づけ実践した芝田さん、「生命を打ち破る死をも殺してしまう…この共同の敵を打ち破るう!」というサマヴィルの言葉を絶筆の一つとして書きとめ、核時代に生きる意味を問いかけた芝田さんの温顔を思い出している。院生時代、赤線をひきながら読んだ『人間性と人格の理論』(青木書店、1961)の冒頭に、次のような指摘があった。

「歴史上、今日におけるほど「人間性」(Human Nature)とはなにか、「人格」(Personality)の尊厳とはなにか、「個性」(Individuality)とはなにかという問題が、かくも多くの人びとによって真剣に問われたことはない。」そして、資本主義のもとでの人間の非人間化についてふれたあと、次のように述べている。「独占資本主義の下での光景とは対照的に、すでに人類の三分の一の人びとが建設している社会主義の世界では、人間性の回復、人格の全面的発展、個性の解放が社会主義的民主主義の任務の一つとして提起されている。」そこには、私も含めて、「疎外された人間性の回復」に向けて疑うことなく展望

した一つの政治=経済体制が浮かび上がる。しかし、いまさら指摘するまでもなく、1980年代から1990年代にかけて、「社会主義」の旗を掲げた国々における人間の非人間化状況がマス・メディアを通じて世界中の人々の脳裏に焼き付けられた。私たちが、21世紀の初頭において「人間性の再生」について展開するとき、20世紀におけるソビエト連邦に象徴された「社会主義」体制の崩壊という動向と、それに続く資本主義美化論の謳歌という思想的潮流を見据えた、率直な自己批判と資本主義美化論を事実をもって覆す勇気ある営為が必要であろう。

本書の各論において提示された今日の日本における「人間性の危機」の実態は、事実の重みをもって資本主義美化論に対抗する役割を果たしている。これに対して、本書が特に力を注いだという「人間性の再生」に関する展開は、終章も含めいずれの章からも、執筆者の真摯で懸命な息吹は伝わってくるし、個別には教えられるところが大であるが、構造的な海図が描かれているかという点では疑問が残る。それは、おそらくは、先に述べた、21世紀の政治=経済体制についての展望、国家・社会のありようへの踏み込みを禁欲した営為とつながるのであろう。

冒頭に述べたように、マックス・ウェーバー が「出口のない時代」と表現した20世紀は、確 かに官僚制化の深化と世界的規模の戦争が陸続 と起こった世紀であった。しかし、抑圧されて きた民族の解放、女性・青年・心身障害者・子 どもそして高齢者といった従来、声なき民であっ た人びとが本来の人間性を取り戻す為の第一歩 を踏み出した世紀でもあった。その意味では、 決して「出口のない世紀」に終わりはしなかっ た。こうした歴史を踏まえてみるとき、人間性 の再生へ向けての21世紀の展望を描くことは可 能と見る。本書が企画した「具体的な認識から 追い上げる」アプローチと全体社会の展望を見 通すアプローチがあいまったとき、より構造的 に人間性の再生に向けての道筋を描けるのでは ないかと考える。

> (法律文化社・2001年4月刊・2600円) (ふせ あきこ・札幌学院大学)

労働総研クォータリーNo.44(2001年秋季号)



猿橋 眞著 『日本労働運動史』

戸木田嘉久

本書は、「積極的・戦闘的伝統を学ぶ」という 視点でまとめられた、「日本労働運動史」の最新 版、活動家むけ学習テキストである。これまでも 谷川巌『日本労働運動史』、犬丸・辻岡・平野共 著『戦後日本労働運動史』(以上、学習の友社) などがあった。だが80年代の全労連が結成された 過程と、90年代から「今日の課題」までを盛りこ んだものとしては、本書が初めてである。

著者は、1950年代から労働運動歴があり、大阪衛都連委員長を経て、80年代から90年代初頭にかけては、中央統一労組懇常任代表委員、ナショナルセンター結成準備委員、全労連結成時の専従副議長として、全労連結成の中心にあった。また現在、労働者教育協会副会長、関西勤労者教育協会副会長でもあり、労働者教育の活動歴も長い。

新しい『日本労働運動史』の全体的な特質は、 著者のこの両面にわたる経歴と素質が大いに生 かされいる点にこそあるといえよう。

著者は、本書の「はしがき」で「いまなぜに 日本労働運動史を学ぶのか」と問いかけ、つぎ の三つの課題を設定されている。

第一は、日本の労働運動の不屈の伝統をうけつぎ、自分たちが担う歴史の重さと労働者として生きるすばらしさをまなぶこと。第二は、事実に即して歴史をつらぬく法則性とその理論をたしかめること。第三は、すべての苦しみの根源を明らかにし、その根源の変革をめざしてたたかうためにまなぶこと。

私はこの勉学の目的には賛成だが、著作の全体をとおしてその意図は成功しているかと思う。 具体的にそのことを指摘していく余裕はないが、 「戦前の労働運動の教訓」(61-70頁)、「戦後日本の労働運動は何を教訓しているか」(264-272頁)など、私自身も、提出されている問題の深さを熟慮させられるところがあった。

全体を通読し昨今の日本状況にあわせて、私なりに考えさせられたことがある。なによりも戦後労働運動と新日本国憲法の50余年という動かしがたい歴史の重みを痛感させられた。この50余年を敗戦の1945年から逆にさかのぼると、1897年片山潜による労働組合期成会の結成を超え、1890年大日本帝国憲法の発布にいたる。この歴史のなかに定着した労働運動と新憲法は、その平和と民主主義の内容をさらに発展させねばなるまい。

他方、戦後五十余年は、本書をとおしてこの 対米従属関係、とりわけ50年を画する日米安保 条約の歴史的制約と屈従を痛感させられる。こ れは、余りにも長きにすぎるということではあ り、早々に撤廃されねばなるまい。

> (学習の友社・2001年4月刊・2400円) (ときた よしひさ・労働総研顧問)

京滋地区私立大学非常勤講師組合 『大学非常勤講師の実態と声 2001』

仲野 (菊地) 組子

はじめに

私立大学では、正規雇用である専任の教員数の倍ほどの非常勤講師がおり、非常勤講師がいなければ、授業は成り立たないことは、あまりよく世間に知られていることではなかった。ましてや、主に大学非常勤講師のみで生計をたたいる専業非常勤講師が、その多い非常勤講師のなかの半数近くを占めていることも、知られてはいなかった。そしてなかなか信じてもられてはいなかった。そしてなかなか信じてもらえないことは、およそ専任教員の約7分の1の自金で、年収263万円という貧困生活を送っているとは、およそ専任教員の約7分の1の自金で、年収263万円という貧困生活を送っているとである。その貧困生活の中で、専任教員とはまったく異なり、教材費や研究費は、すべて自前である。

1995年に京滋地区大学非常勤講師組合が、1996 年に首都圏大学非常勤組合が、そして1999年に

新刊紹介

阪神地区大学非常勤講師組合が相次いで結成され、ときたまテレビで理不尽な解雇や組合結成が放映されて多少とも非常勤講師の上記の実態が理解されてきていた。昨年3月に首都圏大学非常勤講師組合が中心になって『大学危機と非常勤講師運動』(こうち書房)が出版され、実態と問題点が明るみにだされ、幅広い運動が呼びかけられたところであった。今回は、それに引き続き、京滋の大学非常勤講師組合がアンケート調査の報告と声という形で、数的に実態を確定し、さらに物言えぬ差別構造を告発したといってよい。

1、非常勤講師の実態

『大学非常勤講師の実態と声』は、働き方、世帯構成と生活時間、収入・支出、社会保障・福利厚生、職場の状況、雇用状態、自由記述からの声からなり、それぞれの項目が、5~10の問いで構成されている。単純な集計結果ではなく、文章化されているので、そのまま読んでも実態が浮きあがるようなストーリーになっている。

非常勤講師の実態は、なんといっても、低賃 金である。平均受け持ちコマ数 (1週間に持つ 授業数)は専任の約2倍の8.5コマ。これは、1 大学で持つわけではなく、平均2.7大学で持つ。 つまり大学をかけもつわけだ。4大学以上掛け 持つものも4分の1ほどいる。これだけみても、 せわしなく、時間におわれながら、大学を駆け 巡っている様子がわかるが、そのように、あり のごとく働いても、年収263万にしかならず、「働 けど働けど、わがくらし楽にならず、じっと手 を見る」ことになる。その理由は、土台となるI コマ当たりの賃金が月額25000円ほどでしかない からだ(1週間に1回の授業を月4回行って、 25000円)。普通、一般の人に説明すると1回の 授業で25000円、月4回で100,000円ではないか? と間違えられるが、そうではない。もちろん一 時金、退職金はない。それに加えて私学共済に いれてもらえないので、自営業者と同じ国民健 康保険や国民年金にはいらざるを得ない。少な い収入からは、そのような支出はつらいので入 らないひとも、16%いる。病気になっても、病 気休暇が明確に規定されてない場合もある。産 休は事実上ないに等しい。

雇用は、1年契約。毎年秋から冬にかけて、 更新される。資格があり、履歴書の他に業績や 教育歴も提出するとはいえ、縁故で紹介されて 教授会承認となるため、非常勤講師は、紹介し てもらった専任教員や非常勤講師の雇用を担当 する専任教員の心象を害さないように、心を配 らねばならない。このことが、もののいえない 非常勤講師をつくりだし、組合活動に参加しに くくさせている一因である。

2、 物言えぬ差別構造

自由記述は、専任教員との賃金や労働条件の 格差だけでなく、もののいえない差別構造と思 えるものが、自由記述に「声」として多く記述 されている。そのひとつは、先に上げた雇用が 専任教員の縁故できまるという事情による。二 つ目は、カリキュラム編成や教育について対等 に話し合う場が制度化されていなく、一方的に 決められたり、押しつけられたり、援助を半ば 強制させられることである。「声」は「自分がや りたくない負担の大きい講義や、コンピュータ 教室の授業をつぎつぎに押しつけるのは止めて 欲しい。共通授業の試験問題をたまには自分で 作って欲しい。…弱い立場につけこんで過酷に こきつかってきたことを反省してほしい。…ボー ナスや研究費などの自慢をして非常勤を見下す のをやめてほしい。」「わたし達は専任につかわ れる一人前でない見習ではありません。自分の 弟子のように使わないで下さい。また、専任の 授業準備を助ける助手や資料提供者でもありま せん。…わたしたちは、専任につかえる召使で はない」と、述べている。そのことが机一つ与 えられず、教材費もでず、研究費もコピー一枚 させてもらえないという条件のもとで行われる。 しかも、圧倒的にコマ数は多く、大学を掛け持 ちさえしていて研究時間がとれない下でである。 3つ目には、専任があまりにも非常勤講師に無 関心で、同じ教育者仲間、研究者仲間とは考え ていないことである。「個々の非常勤と、日常的 なことでも研究分野のことでも、話し合ったり 互いの理解をふかめようという気持ちのある専 任に会ったことがない。…かれらにとってわら われは、道具、記号にすぎない」「比較的恵まれ

労働総研クオータリーNo.44(2001年秋季号)

た時期に比較的楽に専任になられた専任の中には、非常勤生活の大変さを知らないために非常勤のことをまったく理解しない(できない)、知ろうともしないという人も大勢いるようで、…」と述べている。

大学にとっては、非常勤講師は、あくまで部外者で、どこかで研究をし、どこかで飯を食い、誰かに生活の面倒を見てもらうものであり、授業のあるときにのみ大学に来て、授業をしてすぐ帰り、いらなくなったらただちに解雇できる、安上がりの教員のプールとして存在している。と同時に、非常勤講師にとっては、死活問題である雇用を抑えられ、日常的には自分の管理者として直接たち現れる専任教員は、単に賃金や労働条件の格差のある雲の上の人ではなく、同じ仕事をする教育者、研究者でありながら、非常勤講師の状況を知ろうともしないで、仕事を押し付ける無意識の差別者としてあらわれている。

これに立ち向かおうにも、非常勤講師は、研 究業績をあげて専任を見返そうと思っても、生 活確保から研究時間も費用もなく、また、教育 という点で対等に協議したくても、雇用保障が 危険になるというジレンマに陥るばかりである。 他方、専任は生活も研究も保障され、業績を上 げ、中年になればそれなりの社会的地位もつい てくることから、大学内のことは最低の義務、 取るにたらないものと位置づけるようになりが ちだ。ましてや、非常勤のことには無関心にな る。この専任と非常勤の2極化のスパイラルは、 専任の意識に、非常勤講師は自分より業績がな いのだから低い地位はしかたないものとみなし、 自分たちの忙しさを手伝わせる助手にしか位置 づけなくなる。「声」が言うように、「言っても 無駄。専任になると人が変わり、非常勤をみく だすようになる。苦労してないので、非常勤は 能力がないのに文句ばかり言っているように写 るようだ。」

このような実態と「声」が表している構造を、 専任教員はどう思われますか ?。『大学非常勤 講師の実態と声』は、まさに専任教員とその組 合に問うているのである。

(京滋地区私立大学非常勤講師組合・2001年7月

刊・頒価1000円、申し込みはFAX0726-35-0640) (なかの(きくち)くみこ・理事・大学非常勤講師)

長田好弘著 『IT 革命」を考える』

藤田 実

「IT革命」をめぐる報道や議論が盛んである。 書店には「IT革命」を論じた本が多数並んでいる。しかしその多くは、ビジネスチャンスという側面から書かれたもので、「IT革命」の積極面と消極面を冷静に論じたものは少ない。本書は長年情報通信分野の研究に携わってきた著者が、「IT革命」を技術的側面だけでなく政治・経済的側面も含めて、またその人類史的意義から資本主義的利用の問題点までをわかりやすく論じた好著であり、そこに類書にはない本書の特徴がある。

本書の第一章では、情報通信の原理的側面の 説明を交えながら、電電公社の民営化の問題、 セキュリティーの問題などを幅広く論じている。 第二章では、マスコミ報道に現れた「IT 革命」 の記事から、80年代のINSフィーバーと同質の 発想を指摘すると同時に、政府文書や大企業の 「IT革命」論議から、情報技術が経済上の利益追 求の手段としてのみ利用されることの危惧を指 摘する。第三章では産業革命と対比させて、「IT 革命」を論じ、「IT革命」は産業革命時代の拡大 循環とは異なり、縮小循環であるとして、産業 革命との違いを強調する。そして社会進歩とい う観点から、情報技術の歴史的発展を跡づけ、 デジタル・デバイドとユニバーサルサービスの 問題、情報リテラシーと教育の問題を論じた後 で、インターネットの積極的側面を分析してい る。それによれば、インターネットは草の根の 連帯と相互理解を促進するが、ネットワークの 構築に当たっては、ユーザーや主権者が参加す ることが重要であると指摘する。このような情 報技術の発展とその歴史的意義を総括して、著 者はこの数十年間で「高度情報技術を駆使した 巨大な生産手段に、それを作り出した人間自身 が隷属させられるような状態がいっそう広がいっ

新刊紹介

たこと、しかし「他方では、その主人公となる べき力も培われてき」た、と述べている。

本書は「IT革命」の表層に現れた議論と問題点の指摘にとどまらず、歴史的意義をも視野に論じている点で、有益な書であるが、それだけに注文をつけておきたい。それは資本主義的な「IT革命」のもとでの、企業間関係や労働、労使関係の変化などの具体的な分析と検討が欠けていることである。資本がIT技術をとらえたことによる社会経済的変化の分析こそ、解明を求められていることではあるまいか。しかしそれは著者だけの課題でなく、評者の課題でもあるのだが。

いずれにしろ、本書は「IT革命」について、 その問題の所在をわかりやすく解明しているの で、興味を持つすべての人に一読を勧めたい。

> (新日本出版社・2001年5月刊・950円) (ふじた みのる・理事・桜美林大学)

朝日健二著

「図説・医療改革を見る 40 のポイント」 草島 和幸

小泉 "医療改革" の危険な本質が解明される

小泉構造改革の不良債権処理など具体的内容も定かでない7月の完全失業率が史上最悪の5%になるなど国民生活危機が深刻化してる。このうえに追い討ちをかける"骨太の方針"と称する予定されるプログラムが強行されたら、労働者と国民のくらしはどうなるのかをこの時期に確かめることは、いわゆる「小泉人気」の正体に迫ることでもある。

本書は小泉構造改革の"社会保障"分野においてとりわけ緊急課題である"医療改革"に焦点を絞ったことにはそれだけの差し迫った理由がある。とりわけマスコミで相次いで報じられるおもな項目は以下の諸点である。①健保被保険者本人の医療費自己負担30%、②老人医療適用年齢75歳以上と自己負担20%、③すべての高齢者から保険料を徴収する老人保険制度創設、④病院経営への株式会社参入などである。すでに先行してスタートした介護保険における介護サービスや老人医療における10%自己負担が

サービスと治療・受診の自己抑制となっている 現実がある。

2002年度からの実施とされる医療保険・医療制度における国と企業負担抑制が眼目である"医療改革"が国民生活に重大な打撃となるのは明らかである。

I章からVI章までの構成と内容を示す表題は「~を見るポイント」ないしは「~のポイント」で表示されているが事項をあげれば、"医療構造改革" "介護保険制度" "医療改革" "医療提供体制" "診療報酬・薬価問題" "財源問題・住民参加"である。ここだけ見れば、小むずかしい専門書と思われるだろうが、そうではない。特色は100点の最新の統計図表と併せた小見出しと簡潔な文章である。

先の各章から一つだけ小見出しを拾いあげると、"「だれが」「いくらで」「どのように」""おむつはずしは人間復興の第一歩""「高齢者裕福論」のウソとホント""日本の看護婦は米国の5人分働く""粗診粗療、たらい回しの定額払い""社会保障は人類多年の努力の成果"などであり、読みやすくて分かりやすい構成と内容であることが理解されるだろう。

著者が日本の社会保障運動の画期となる「朝日訴訟」の継承者であり、それを原点として現在も活動していることは周知のとおりである。いま日本の社会保障運動がこの原点に立ち戻って、考え・行動することが求められているのであり職場と地域における学習テキストとして広く活用されることが期待される一冊である。

(くさしま かずゆき・労働総研事務局長)

お詫びと訂正

本誌2001年夏季号No.43の新刊紹介=兵庫県労働運動総合研究所編『雇用と賃金を守り安心して暮らせる21世紀を2001年版国民春闘白書』の一部に誤りがありました。関係者各位および読者のみなさんに多大のご迷惑をおかけしましたことをお詫びし、訂正いたします。

58頁右段20行目

- (誤) 研究所長である菊本神戸大学教授
- (正)研究所理事長である中谷神戸大学教授 同39行目
- (誤) 愛知県労働運動研究所編集
- (正) 兵庫県労働運動総合研究書編集

『労働総研クォータリー』通信用紙

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送いずれでも結構です。

《送り先》 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403 電話03(3940)0523 FAX03(5567)2968

お名まえ	所 属	連絡先
,		
,		
	,	
		·····
		•
		······
<u> </u>		
•••••		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

*なお、ご意見を掲載させていただく場合もありますので、匿名希望の方は右の□内に○をして下さい。

匿名希望

小泉「構造改革」が国民生活にもたらす影響が、来年度の予算審議等を通じて具体化されるこの秋、本号は社会保障、中小企業、労働者と三つの角度からその"痛み"の構造を追求する特集を組んだ。

その進行中にアメリカでの同時多発テロが起こった。「眼には眼を」とブッシュ大統領は猛り立ち、小泉政権はこれに追随して集団的自衛権発動への動きを一挙に強めつつある。

去る8月開催した労働総研定例総会の新方針は、アメリカ主導のグローバリゼーション下の「小泉改革」が、「市場万能」論により労働者・国民過酷な犠牲を強いる新たな独占支配体制の構築とともに、軍事大国化への改憲策動を表裏一体でめざすものであることを解明している。現代史の新たな激動はそれを鮮明にしたともいえよう。報復合戦の悪循環を危惧し抗議する大衆デモや世論も急速に広がっているが、同時にこの新たな事態を、欺瞞と破綻が次第に見えはじめた「小泉改革」の隠れ蓑にさせてはならない。

時間的に、ホットな局面についての企画は次号に譲らざるを得なかったが、グローバルな視点から小泉「構造改革」を見つめ直す見地から本号の諸論文をお読み頂ければさいわいである。(K. W.)

季刊 労働総研クォータリー No.44 (2001年秋季号) 2001年10月1日発行

〒114-0023 東京都北区滝野川 3-3-1 TEL 03 (3940) 0523 ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968

http://www. iijnet. or. jp/c-pro/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

新日本出版社の出版案内

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681 本体に別途、税が加算されます。

ここに「歴史教科書」問題の核心がある

不破哲三著------A5ブックレット版/本体750円

『歴史教科書』が描きだす偽りの歴史を論破した「しんぶん赤旗」紙上の三つの論文を、一冊のブックレットにまとめる。関係資料も収録。

宮本百合子全集〈第13巻〉 評論·感想·小品⑤

A5判・上製函入/本体6000円〈分売せず〉

執筆禁止に屈せず、多彩で自在な表現力で戦争と専制政治の野蛮への抵抗、合理的なものを擁護する評論など117編。新収録4編含む。

【科学的社会主義の古典選書】

反デューリング論(上)

エンゲルス著 秋間 実訳・解説------A5判/本体1700円

哲学、自然科学、経済学、社会主義論など〈科学的社会主義の百科全書〉と称される名著の最新訳。新メガ版の研究成果をも取り入れる。

森林環境の経済学

国土の7割を占める日本の美しい森林環境が「崩壊の危機」に直面している。問題点を分析し、21世紀にめざすべき再建プランを提唱。

ミミズに魅せられて半世紀

中村方子著-----四六判・上製/本体2000円

荒れ地をならし、土壌をつくるミミズの研究に生涯をかけた女性科学者の半生。戦火の記憶、女性差別との闘い、世界を駆ける日々を綴る。

〈風の文学館II・⑤〉

(児童書) 12歳たちの伝説 II

後藤竜二作・鈴木びんこ絵------A5判・上製/本体1500円

追っかけ隊のリーダーだったユーカに突然解散宣言をされてしまった香 織。おまけに席がえで行き場のないやつの寄せ集めのような班に。

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.44 Autumn Issue

Contents

Stance of Respective Political Party in Japan and an Aim of "Structural Reform" Promoted by Premier Koizumi — Why a "Koizumi Whirlwind" was caused?

Takashi UCHIYAMA/Mitsunori AMANO

Feature Articles: Koizumi's Structural Reform and People's Livelihood

* Theory of Quasi "Welfare State" Collapsed in the Course of Koizumi's Reform

Yoichi AIZAWA

* "Disposal of Non-Performing Debt" and Small and Medium Business Management

Kohji KOTANI

* People's Conditions are Generally Deteriorating under Koizumi's Reform

Nobuhiro FUJIYOSHI

Information at Home and Abroad

* The US World Strategy and Machinations to Revise the Japanese Constitution

Toshio KAWAMURA

* Compareison of Daily Life Schedule between France and Sweden

Kiyoshi MITOMI

* Increased Employment in the US Service Industry and Comparison of Corresponding Industry between Japan and USA

Nobuo ISAGAI

Book Review:

* "New: Threatened Human Nature and its Revival"

Akiko FUSE

Introduction of New Publications:

* "History of Japanese Labore Movement" by Makoto SARUHASHI

Yoshihisa TOKITA

* "Conditions and Demands of Part-time Lecturers at Private Universities" by Private University Part-time Lecturers Union in Kekiji Area (in and around Kyoto)

Kumiko NAKANO

* "What is IT Revolution?" by Yoshihiro OSADA

Minoru FUIITA

* "Medical Service Reforms in 40 points in Illustration" by Kenji ASAHI

Kazuyuki KUSAJIMA

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.44 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)